

## 第5章

# 復旧・復興計画と災害復旧費

出典の記載のないものにつきましては、  
「厚真町復旧・復興計画（第1期）」（令和元年11月）  
「厚真町復旧・復興計画（第2期）」（令和2年4月）  
「厚真町復旧・復興計画（第3期）」（令和3年3月）より

## 5-1 厚真町復旧・復興計画の策定

平成30年（2018年）9月6日の「平成30年北海道胆振東部地震」は、厚真町を含む胆振東部3町を中心に未曾有の被害をもたらした。

厚真町でも、尊い人命が失われたことに加え、停電や断水などライフライン被害に加え、家屋や生産基盤に甚大な損害を被るなど、全ての住民が被災者となった。

この震災被害を踏まえ、厚真町では、生活基盤の早期復旧に向けた取り組みを示すとともに、住民一人ひとりが思い描く復興後の“あつま”について、復興ビジョンや実現までの事業計画及び行程などをとりまとめたマスタープランとして、令和元年（2019年）11月1日に「厚真町復旧・復興計画（第1期）」を策定した。

この計画は、「厚真町第4次総合計画（平成28～令和7年度）」を基本とし、本震災で顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、さらなる地域の発展に向けた計画だった。

### 5-1-1 「厚真町復旧・復興計画（第1期）」の概要

第1期では、復旧・復興の基本方針の中でも特に緊急性があり優先度が高い「住まい・暮らしの再建」に重点を置き、その中でも被災された町民に対し、恒久的な住まいの確保に向けた住環境整備や住宅再建支援に関する方針及び取り組みが示された。

またそれに加え、被災状況の調査結果とともに、現在国や道・町が実施している復旧事業の進捗や今後の実施予定、完了予定時期なども示された。

なお、「厚真町復旧・復興計画（第1期）」で示された計画の期間は、次に示すように、令和元年度（2019年度）～令和7年度（2025年度）の7年間であり、第1期・第2期・第3期の全3期で構成することとした。

#### 第1期（策定期間：平成31年3月～令和元年9月）

被災状況や復旧事業、住まい再建の支援策、土地利用の方向性を示す。

#### 第2期（策定期間：令和元年10月～令和2年3月）

なりわい（仕事）の再生、復興を牽引する重点プロジェクト等の事業計画、甚大な被災を受けた地域における地域再生計画を示す。

#### 第3期（策定期間：令和2年4月～令和3年3月）

第4次厚真町総合計画の後期計画及び第2期地方創生総合戦略と連動し中長期的な視点で将来の“あつま”を描くとともに、災害に強くしなやかで持続的発展を目指すまちづくり計画を示す。

## ■ 策定期間と主な掲載内容

令和元年			令和2年			令和3年	
4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
<b>第1期</b> ・被害状況 ・復旧事業 ・住まい再建の支援策 【被災が甚大な地域】・地域再生計画			<b>第2期</b> ・復興理念 ・なりわいの再生 ・重点プロジェクト			<b>第3期</b> ・第4次厚真町総合計画と連動した 中長期視点での取り組み ・災害に強いまちづくり	

## ■ 復旧・復興の基本方針

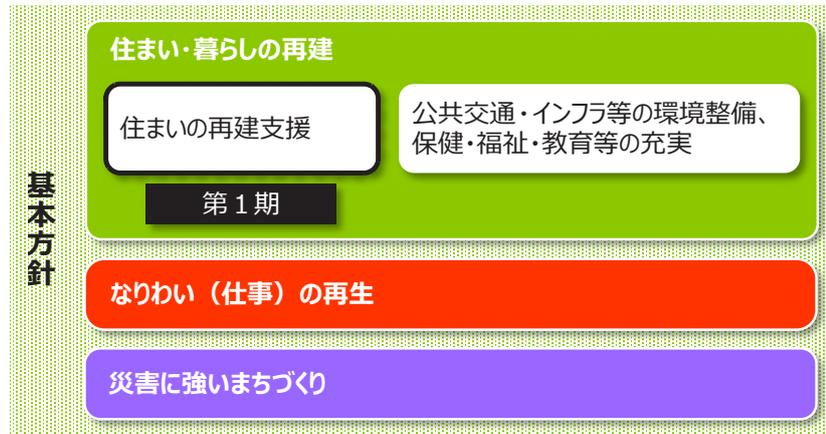
町民や関係機関、震災をきっかけにつながりを持った外部の人材などとの連携により、これまで暮らしてきたふるさと‘あつま’を再生するとともに、これからも暮らしていきたい、次世代へつないでいくことができる‘あつま’を実現するために、以下に示す基本方針に基づき、復旧・復興を進めていきます。



<b>基本方針</b>	<b>住まい・暮らしの再建</b>	被災された住民一人ひとりが今後も厚真町で安心して住み続けられるように、住まいの再建支援や公共交通、インフラ等の環境整備の他、被災者の心身のサポートなどの保健・福祉・教育等の充実に向けた取り組みを進めます。
	<b>なりわい（仕事）の再生</b>	甚大な被災を受けた農業・林業・漁業・商業・工業等の各産業の早期復旧や活力の再生、雇用の維持を目指すとともに、経済規模の拡大に向けた取り組みを進めます。
	<b>災害に強いまちづくり</b>	本震災の教訓を踏まえ、震災前の町の姿に復元するだけでなく、避難所や避難路の見直し等、防災・減災を推進し、しなやかで持続的発展を目指すまちづくりの取り組みを進めます。

## (1)「厚真町復旧・復興計画(第1期)」

第1期計画においては、公共交通、インフラ等の環境整備、保健・福祉・教育等の充実に加え、特に「住まいの再建支援」に力が注がれることが示された。



## (2)住まいの再建に向けた基本方針

北海道胆振東部地震によって、町内各地で発生した住家被害は様々であり、町内及び地域内でもその被害は個別に大きく異なった。また、被災状況や生活再建に向けたプロセスも被災者（住民・世帯）ごとに異なった。そのため住民一人ひとり・世帯一つひとつの状況や希望に寄り添い、在宅や応急仮設住宅等、それぞれの置かれた状況に応じて必要となる支援を丁寧を実施し続けることで、生活基盤としての住まいの再建を目指すこととした。

## (3)住まいの再建に関する基本的な考え方

### ①被災者一人ひとりの被災状況に応じた住まい再建支援

個々の再建意向に応じた住まいが選択できるように、多様な支援制度を構築するとともに、個別案件に対して包括的にサポートできる体制を整備する。

### ②迅速な住まい再建施策の実施

応急仮設住宅の供与期間の間に、入居者が安心して生活を送れる恒久的な住宅の確保に向けて、災害公営住宅等の整備を速やかに実施する。また、国・道・町・民間の様々な支援制度を組み合わせ、住まいの再建に向けた支援制度を実施する。

### ③地域再生と一体的な住まい再建支援

土砂災害等により甚大な被害を受けた地域に関しては、丁寧な聞き取りを行い、地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建を支援する。

#### (4)住まい再建に関する支援施策の概要

##### ①災害公営住宅等の整備、民間賃貸住宅建設への支援

自力再建が困難な被災者が、生活の再建に向けての展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住空間を備えた災害公営住宅を整備する。あわせて災害公営住宅以外の公営住宅の整備、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における住環境の整備に努める。

##### ②「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」による被災者サポート体制の構築

住まいの再建における課題は、資金面や生活環境・住宅周辺的环境など、様々な要因が混在する。個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により、再建に向けた選択をサポートする「あつま型住まい再建プログラム（仮称）」を構築する。

##### ③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充

被災者生活再建支援制度等の公的な支援とあわせて、義援金の配分や町独自の支援施策、金融機関と連携した資金計画のサポートなど、各種支援制度を組み合わせることで、住宅の自力再建を支援する。

##### ④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援

被害が甚大な地域については、地域住民との話し合いの上で、「小規模住宅地区改良事業」や「都市防災総合推進事業」等の住環境整備事業の導入を検討し、集落再生と一体となった住宅再建を支援する。

#### (5)「厚真町復旧・復興計画（第1期）」で示された復旧事業の進捗状況とロードマップ

被害を受けた住宅、道路・河川などのインフラ、学校などの公共施設、農地・農業用施設、森林林業施設の復旧工事の進捗状況とタイムスケジュールは、次ページからの表のようなのだった。





(6)「厚真町復旧・復興計画(第1期)」で示された住まいの再建に向けた支援とロードマップ

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
①被災された皆さんの相談窓口の開設	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被災された方の個別相談窓口を開設し、総合的な相談に応じます</li> <li>○相談場所 役場本庁舎1階</li> </ul>	相談受付			総務課 災害復興グループ
①災害公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅が滅失(全壊)した方に対して戸建形式の賃貸住宅を建設します</li> <li>○建設戸数 32戸(新町20戸、本郷8戸、上厚真4戸)</li> </ul>	設計	建設	供用(入居)開始	建設課
②公営住宅の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全壊以外の被災者で、自力で住宅の再建・確保が困難な方に公営住宅を建設します</li> <li>○建設戸数 検討中</li> </ul>	設計	建設	供用(入居)開始	建設課
③新築分譲地の販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>○町所有の新築分譲地の販売を引き続き行います</li> </ul>	販売			まちづくり推進課
④被災者生活再建支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>○住宅被害を受けた方の生活再建のための資金を支援します</li> <li>○対象 住宅のり災証明の判定が <ul style="list-style-type: none"> <li>・全壊や大規模半壊の方</li> <li>・やむを得ない理由により解体せざるを得ない半壊以上の方</li> </ul> </li> <li>○支援額 <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎支援金と加算支援金の合計</li> <li>・最大300万円(り災区分による)</li> </ul> </li> </ul>	申請受付(基礎支援金)	申請受付(加算支援金)		町民福祉課
⑤住家被害に対する義援金【町配分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象 住家被害を受けた家屋の自己所有居住者、借家居住者借主</li> <li>○配分額 <ul style="list-style-type: none"> <li>【全壊の場合】 30万円(自己所有)、6万円(借家)</li> <li>【大規模半壊、半壊の場合】 25万円(自己所有)、6万円(借家)</li> </ul> </li> </ul>	申請受付(住宅被害)			総務課
⑥住家被害に対する義援金【道配分】	<ul style="list-style-type: none"> <li>○対象 住家被害を受けた家屋の自己所有居住者、借家居住者借主</li> <li>○配分額 <ul style="list-style-type: none"> <li>【全壊の場合】 100万円/1家屋</li> <li>【大規模半壊、半壊の場合】 50万円/1家屋</li> <li>【一部損壊】 ※半壊に至らない方も含む 10万円/1家屋</li> </ul> </li> </ul>	申請受付			総務課

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑦住宅再建に対する義援金【町配分】	○対象 全壊、大規模半壊、半壊で町内に住宅を建設、購入した方 ○配分額 100万円/1家屋	申請受付			総務課
⑧住宅補修に対する義援金【町配分】	○対象 全壊、大規模半壊、半壊の住宅を修繕した方（自己所有居住者） ○配分額 上限50万円/1家屋 ※被災住宅の応急修理後の自己負担額に対して万円単位で切捨て ○対象一部損壊の住宅を修繕した方（自己所有居住者） 上限15万円/1家屋 ※自己負担額に対して万円単位で切捨て	申請受付			総務課
⑨全壊家屋などの公費解体	○り災証明で全壊判定を受けた個人の家屋や事業所の解体撤去を町が代行して行います	申請受付			町民福祉課
		(受付期間は令和元年10月31日まで)			
⑩半壊・大規模半壊家屋の解体費補助	○半壊または大規模半壊の判定を受けた家屋等の解体に要した費用の一部を補助します ○補助額 ・対象工事費の3分の2以内	申請受付			町民福祉課
		(受付期間は令和元年10月31日まで)			
⑪一部損壊以上の家屋等の解体費補助	○一部損壊以上の判定を受けた家屋等の解体に要した費用の一部を補助します ○補助額 ・対象工事費の2分の1以内 ・上限額 50万円(住宅)、30万円(非住宅)	申請受付			町民福祉課
		(令和2年3月31日までに完了する解体工事が対象)			
⑫半壊家屋解体費貸付事業	○半壊もしくは大規模半壊家屋について解体費補助事業を使って解体した申請者に、補助残額に充てる資金を無利子で貸し付けます ○貸付額 ・解体費用の1/3かつ上限60万円	申請受付			町民福祉課
⑬被災住宅の応急修理	○全壊、大規模半壊または半壊家屋の日常生活に必要な最小限度の応急的な修理を支援します。修理にあたっては、町が業者に委託して実施します ○修理限度額 58万4千円	申込受付			建設課

項目	内容	事業期間			担当課 (窓口)
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	
⑭ 持ち家住宅建築促進支援助成金	○被災者が町内で住宅を新築する際の費用の一部を助成します ○補助額 上限 120万円	申請受付			まちづくり推進課
⑮ 厚真町住宅リフォーム補助	○半壊または一部損壊の判定を受けた住宅の復旧工事に要する費用の一部を補助します ○補助額 ・半壊、一部損壊により補助額の算定式が異なります ・上限額 50万円	申請受付			建設課
⑯ 厚真町住宅復旧支援事業補助金	○住宅基礎の傾斜修復工事や地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します ○補助額 ・対象工事費から50万円を控除した額の2分の1かつ上限額300万円	申請受付			まちづくり推進課
⑰ 厚真町住宅再建融資利子助成	○被災者が町内で住宅を新築または購入する際に金融機関等から融資を受けた借入金にかかる利子の一部を助成します ○助成額 ・借入額×利率×80% ※利率は上限あり ・上限額 100万円	申請受付			まちづくり推進課
⑱ 厚真町リバースモーゲージ利子助成	○被災者が町内で住宅を新築または購入する際に金融機関等から融資を受けた借入金にかかる利子の一部を助成します ○助成額 ・借入額×利率×80%×20年 ※利率は住宅金融支援機構の災害復興住宅融資の利率 ・上限額 100万円	申請受付			まちづくり推進課
⑲ 既存住宅耐震改修事業 【既存の補助制度】	○昭和56年5月31日以前に着工された住宅等、現行の耐震基準に適合しない住宅耐震改修工事費の一部を助成します	申請受付			建設課
⑳ 空き家活用事業補助金 【既存の補助制度】	○空き家バンクに登録された住宅の定住目的での改修等にかかる経費の一部を助成します	申請受付			まちづくり推進課
㉑ 飲用井戸等給水施設整備事業補助金 【既存の補助制度】	○町内の未給水区域で、安全で安心できる飲用水等の安定的な確保を図るために必要な飲用井戸等の給水施設整備の経費の一部を補助します	申請受付			町民福祉課

■ 災害公営住宅の整備場所

■ 整備場所

整備場所（全体図）



各地区の整備場所（詳細図）

【本郷】



【上厚真】



【新町】



## 5-1-2 「厚真町復旧・復興計画(第2期)」の概要

「厚真町復旧・復興計画(第2期)」が策定されたのは、令和2年(2020年)4月1日のことだった。この「厚真町復旧・復興計画(第2期)」では、施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組みが示された。また、主に「住まい・暮らしの再建」や「なりわい(仕事)の再生」を中心とした町民生活の復旧に係る分野別施策について、方針や取り組み内容が示されるとともに、主に北部地域において策定を進めている「地域再生計画」について現時点での検討内容を踏まえて、各地域の整備方針が示された。

### (1)住民アンケート調査の実施と結果・分析

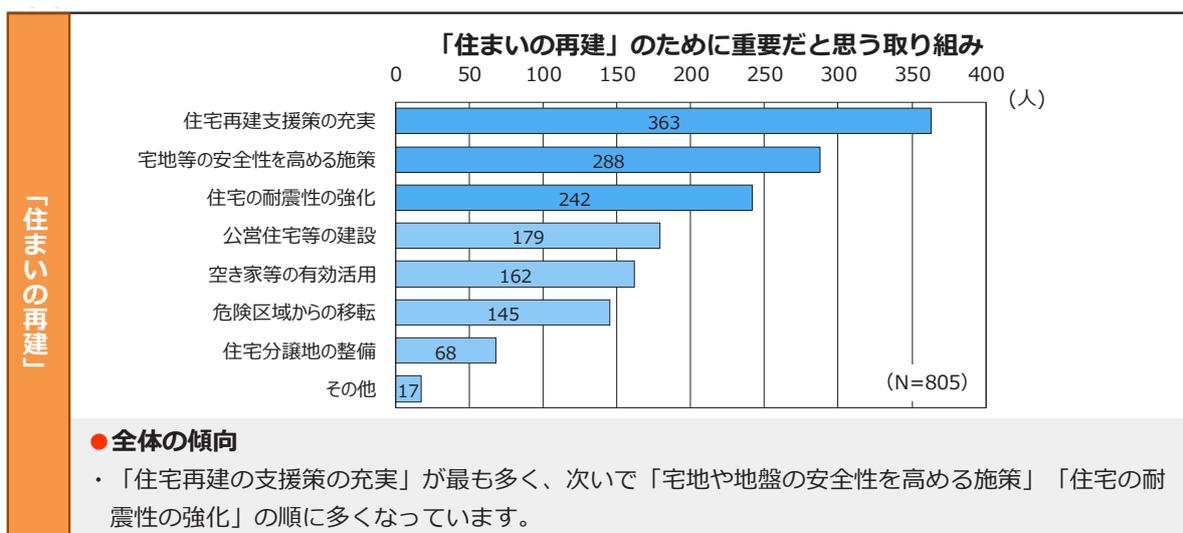
この第2期の復旧・復興政策策定に当たっては、令和元年7月から8月にかけて実施した「復旧・復興に向けたアンケート調査」の結果や、令和元年8月から11月にかけて実施した町民ワークショップでの意見等から見てきた「復旧・復興に関する町民意向」を分析した結果も反映した上で、施策体系、分野別施策の方針、実施する取り組み等が示された。

#### アンケート調査の実施概要

対 象：厚真町内の全世帯 実施期間：令和元年7月27日～8月9日  
配布数：2,120票  
回収数：852票(回収率40.2%)

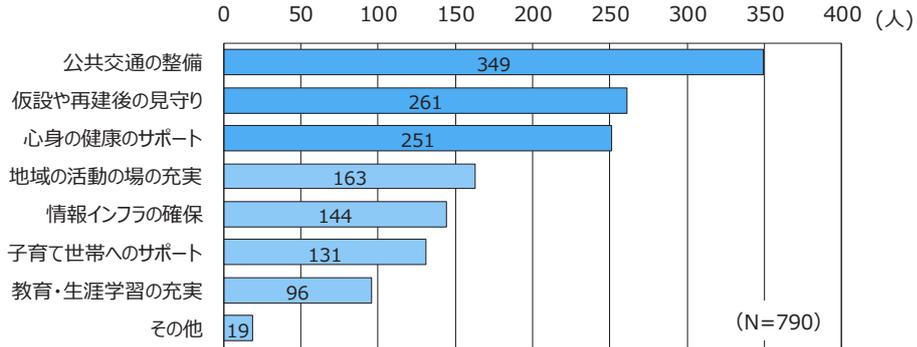
このアンケート調査の結果から、復旧・復興に関する町民意向のうち、復旧・復興に向けた基本方針に係る設問を分析した結果は次のとおりであった。

### ■復興に向けた取り組みに関する設問の集計結果



「暮らしの再生」

「暮らしの再生」のために重要だと思う取り組み

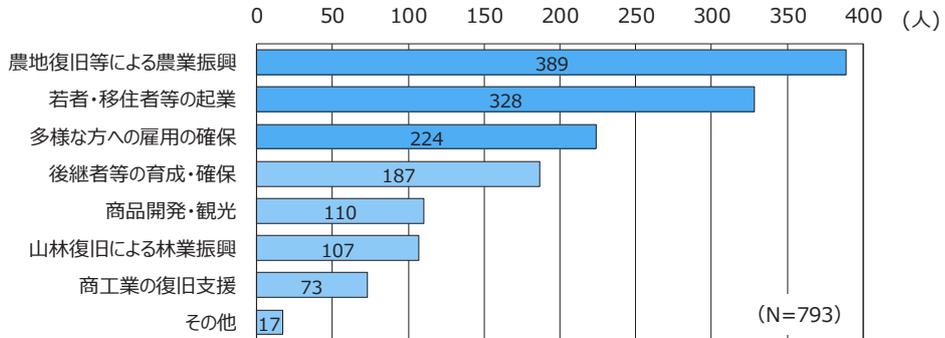


●全体の傾向

・「再建した住まいでも買物・通院がしやすくなるような公共交通の整備」が最も多く、次いで、「仮設住宅や災害公営住宅、再建した住まいなどでの見守り・サポートの充実」「体や心の不調に対するアドバイスなど、心身の健康のサポートの充実」の順に多くなっています。

「しごとの再生」

「しごとの再生」や、「まちの活力向上」のために重要だと思う取り組み

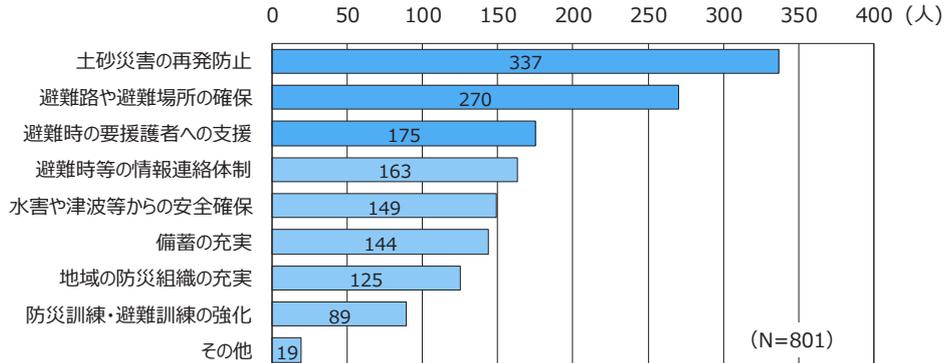


●全体の傾向

・「農地の復旧・活用による農業振興」が最も多く、次いで「今後も若者や移住者が町内で就業・起業するための環境整備」、「震災で仕事を継続できなくなった人等を含む多様な方の雇用の確保への支援」の順に多くなっています。

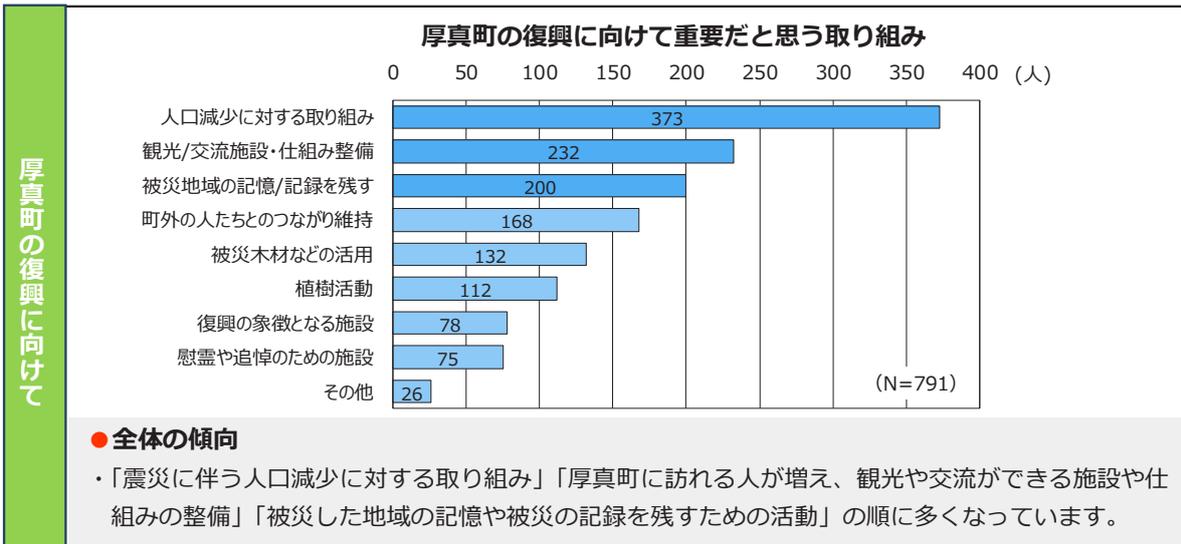
「安全・安心なまちづくり」

「安全・安心なまちづくり」のために重要だと思う取り組み



●全体の傾向

・「斜面の復旧や森林の再生による土砂災害の再発防止」が最も多く、次いで「安全な避難路や避難場所の確保・再整備」「避難時の要援護者への支援体制の整備」の順に多くなっています。



## 集計結果から見る、求められる取り組み

集計結果から、以下の取り組みが求められていることが分かった。

- 住まいの再建に向けて、住宅再建のための支援策の充実、宅地や地盤の安全性を高める施策、住宅の耐震性の強化が求められている。
- 暮らしの再生に向けて、地域公共交通の整備や、見守り・心身の健康のサポートの充実など、安心して地域で暮らせるための環境整備が求められている。
- しごとの再生やまちの活力向上に向けて、農地の復旧・活用による農業振興、若者や移住者の就業・起業環境整備、雇用の場の確保が求められている。
- 安全・安心なまちづくりに向けて、斜面の復旧や森林の再生による土砂災害の再発防止、安全な避難路や避難場所の確保・再整備、避難時の要援護者への支援体制整備など、本震災の教訓を踏まえたハード・ソフトの両面の対策が求められている。
- 厚真町の復興に向けて、観光や交流ができる施設や仕組みの整備、被災した地域の記憶や被災の記録を残すための活動など、町外との交流や、本震災の経験の共有が求められているほか、これら各種の取り組みを通じて人口減少対策を講じることが求められている。

## (2)町民ワークショップの実施と結果・分析

### 町民ワークショップの実施概要

対 象：厚真町民 参加方法：自由参加

日 程：①令和元年8月24日、②11月16日、③11月30日

述べ参加者数：59名

### 町民ワークショップ(全3回)の内容

	内容	参加人数
第1回	◆2025年のあつまの姿を考えよう 「被災から1年がたとうとしている今、思うこと」 『『避けたい未来』『みんなで力を合わせればできる良い未来』は何か？』 「あつま復興のキーワードは何か？」	23名
第2回	◆町の資源と課題を整理しよう 「厚真の宝、心配ごとは何か？」	20名
第3回	◆厚真町に必要な取り組みを考えよう 「これから必要な取り組みは何か？」「アイデアリストを作ろう」	16名

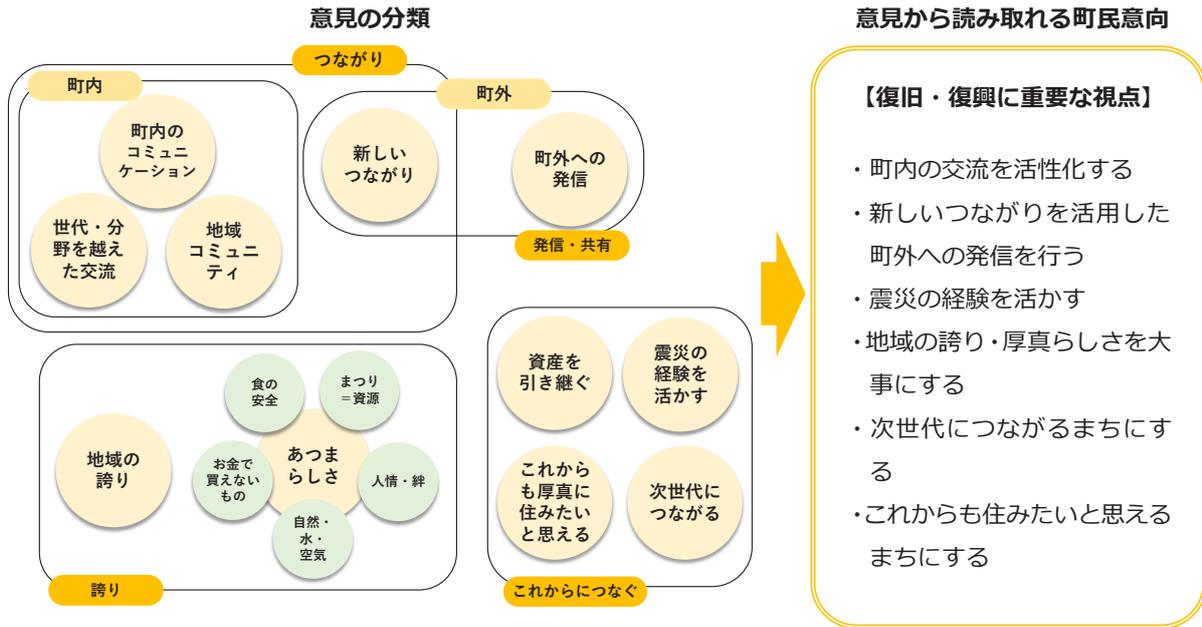
令和元年8月から11月にかけて実施した町民ワークショップでの意見から、復旧・復興に関する町民意向を分析した結果は次のとおりだった。

#### ■第1回町民ワークショップで出された主な意見

第1回町民ワークショップでは、「あつま復興のキーワード」を班別にまとめたが、それぞれの班で出たキーワードを分類すると、町の復旧・復興に向けて、次のようなことが読み取れた。

- 町内の交流を活性化すること
- 新しいつながりを活かし町外に発信すること
- 震災の経験を活かすこと
- 地域の誇りや厚真らしさを大事にすること
- 次世代につながるまちにすること
- これからも住みたいと思えるまちにすること

## ■「あつま復興のキーワード」として提案された意見の分析



## ■第3回ワークショップで出された「取り組みアイデア」の分析

第3回町民ワークショップでは、今後必要な取り組みについて、12のアイデアが出た。これらのアイデアのうち、主なものを下記に示す。

タイトル	概要	主体
ベンチでつくるパブリック	町民が自分たちでベンチをつくり、置く。厚真じゅうのいろいろなところに手軽なコミュニティ（交流できる場）をつくる。	町民
小さなあつまる場所からはじめる	お茶会、ボランティア活動、地域のお祭り、コミュニティスペースの活用、難病を抱える人たちがあつまれる場など、もともとあった子どもから大人までが参加するイベントを続けたり、さらに盛り上げたりする取り組み。	協働
「つたえる」「つながる」プロジェクト	シンポジウム、町内会、井戸端会議、家族会議など、時・場・人に合わせて教訓を伝える取り組みを実施する。地震だけではなく、防災全般に対して高い意識を持った町や、日ごろから顔の見えるコミュニティづくりを目指す。	協働

各アイデアを実施する際の取り組み主体を「行政」「協働」「町民」の3つから提案者において選択したところ、「行政」が主導で行うものが0件、「協働」で取り組むものが9件、「町民」が主導で行うものが3件となった。このことから、復興のプロセスへの町民の参加や、協働による取り組みの実施について、関心や意欲が高まっていると考えられた。

### 全3回のワークショップにおける意見の概要

全3回のワークショップにおいて発言された意見について、テーマ別に意見数をカウントしたところ、最も多く話題となったテーマは「町内のつながりづくり」、次いで「町民参加の復興」「町外との交流」となった。

テーマ	意見数	テーマ	意見数
町内のつながりづくり	73	心身の健康	15
町民参加の復興	55	生活再建	15
町外との交流	35	田園風景や自然の保全	10
地域の誇り・郷土愛	22	被災体験の継承	9
今後の災害対策	21	地域交通	6
子ども・子育て・教育	20	その他	67

※表中のテーマは分類のために任意で設定したもの。意見数は付せんや書き込みの数を計上している。

### ■ワークショップの議論から見る、求められる取り組み

ワークショップの内容から、以下の取り組みが求められていると考えられた。

- 町外との交流や、今後の災害対策の充実に関する取り組みが求められている。
- 町内のつながりづくりに関する取り組みや、町内の人と人をつなぐ場所やコーディネーターが求められている。
- 「町民参加」への関心の高さや、「地域の誇り」「あつまらしさ」というキーワードから、町民参加による復興や地域に対する町民の誇り（シビックプライド）の醸成に関する取り組みが求められている。

## ■各テーマに関する主な意見

- ①「町内のつながりづくり」に関する主な意見
  - ・被災によって人間関係がぎくしゃくして悲しい
  - ・世代や活動分野を超えた交流がしたい
  - ・資源と資源、人と人をつなげる場所やコーディネーターが必要、など
- ②「町民参加の復興」に関する主な意見
  - ・自分もボランティアをしてみたい
  - ・将来、「皆で厚真をつくったよ」と言いたい
  - ・地元発信で復旧・復興に関するイベントができれば良い、など
- ③「町外との交流」に関する主な意見
  - ・外部からの人が多く訪れている。厚真町のことを知りたがっている
  - ・自然や景色・食・産業、人など厚真の魅力を発信し「ATSUMA LOVERS」を増やす、など



ワークショップの様子

(3)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された復旧・復興に向けた取り組み

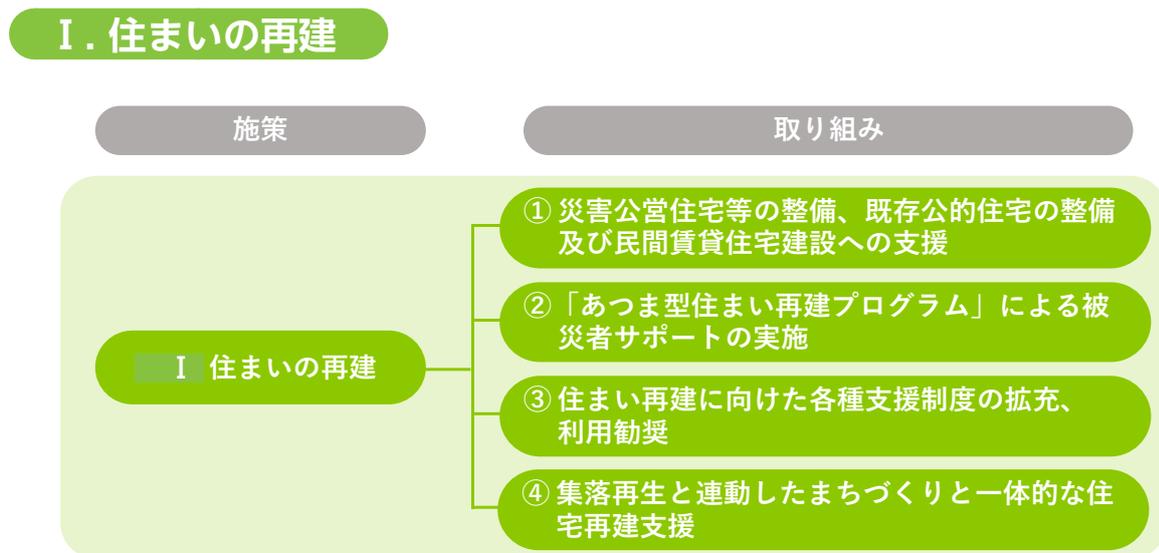
厚真町では、復旧・復興に向けて、「住まい・暮らしの再生」「なりわい(仕事)の再生」「災害に強いまちづくり」の3つの基本方針に基づき、下記の施策体系のもと、各施策を推進することとした。

■「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された施策体系



「厚真町復旧・復興計画（第2期）」では、主に町民生活の早期復旧に向けてスピード感を持って取り組む必要のある項目（Ⅰ. 住まいの再建、Ⅱ. 町民生活の再建、Ⅲ. 保健・福祉の復旧・充実、Ⅳ. 子育て・教育の復旧・充実）について、下記のように、現状と課題や施策の方針、具体的な取り組み内容や、ロードマップが示された。

(1)「厚真町復旧・復興計画（第2期）」で示された、「**1. 住まい・暮らしの再建**」についての各施策の方針と取り組みの概要

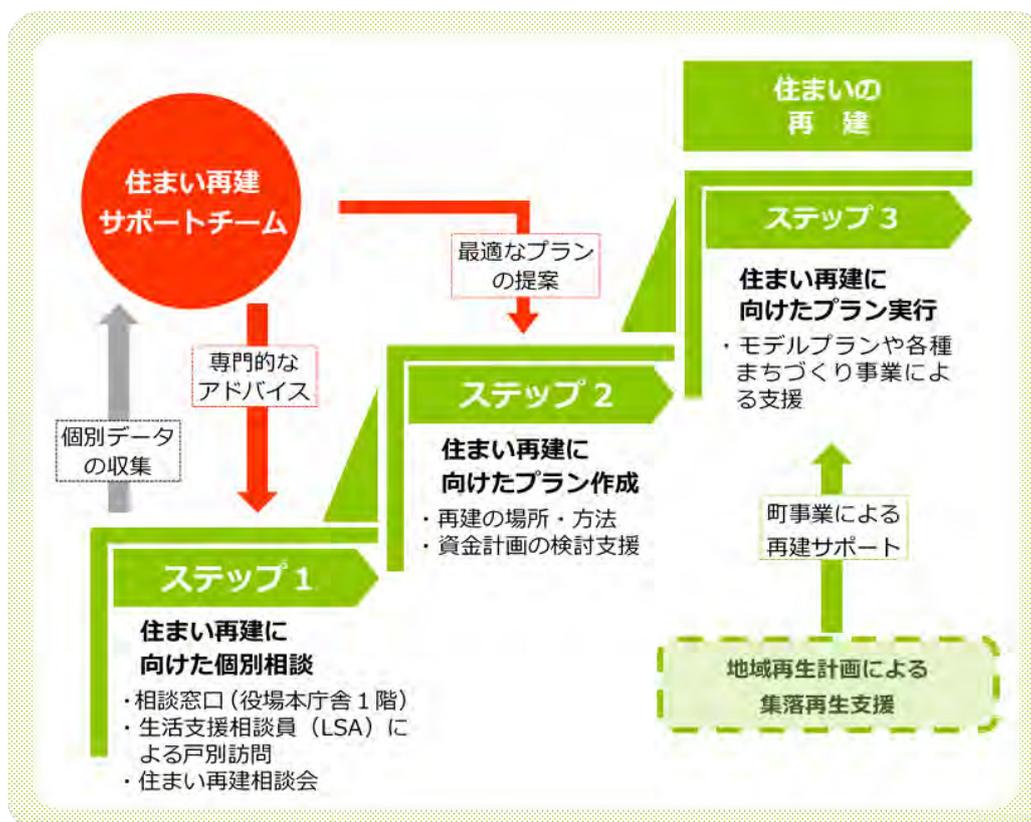


震災による町内の住家被害の状況は多種多様であり、住家以外の資産の被害状況、復旧期の住まいの状況（在宅・応急仮設住宅等）や年齢・健康状態・家族構成等の違いにより、生活再建に向けたプロセスも異なっていた。そこで、町では、町民一人ひとり、世帯一つひとつの状況や希望について聞き取りをしながら、被災した町民が安心して生活を送れる恒久的な住宅の確保に向け、災害公営住宅等の整備や民間賃貸住宅建設支援、各種支援制度の拡充、制度の利用勧奨、相談会などを実施。そうした取り組みを通じて、徐々に住まいの再建の目処が立つ世帯が増えてきていた。

また、地域再生と一体的な住まいの再建支援として、土砂災害等により甚大な被害を受けた地域や大規模な地すべりが発生した地域に関しては、より丁寧な聞き取りを行い、地域再生計画と連動した集落再生と一体的な住まいの再建の支援を実施・検討した。

一方、再建資金の調達や再建手段の決定に際して、様々な事情により判断が困難な場合もあり、再建の目処が立たない世帯もあり、法律・福祉・建築など多面的な視点から個々の再建の課題に対応できるよう、各種専門家によるサポートチームにより、個々の再建に向けた決断の後押しをしていくことが示された。

## ■プログラムのイメージ



### 住まい再建サポートチーム

相談案件ごとに各分野の専門家が多面的・専門的に助言し、住宅再建に向けたサポートを行う。

- 構成：町（災害復興担当、建築・住宅担当、保健・福祉担当、税務担当等）／社会福祉協議会
- サポートメンバー（個別課題の解決に向けて、専門部署及び専門家を交えた検討を実施）：町関係部署／専門家（弁護士・司法書士・建築士・宅建士・金融機関・ファイナンシャルプランナー／大学／中間支援組織など）

## 取り組み内容

### ①災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備及び民間賃貸住宅建設への支援

自力再建が困難な被災者が、生活の再建に向けての展望を描けるよう、快適で安心できる良好な居住空間を備えた災害公営住宅を整備する。併せて通常の公営住宅等の整備、民間賃貸住宅の建設支援を継続し、市街地における生活再建と住宅・居住環境の整備に努める。

#### 主な事業

- 災害公営住宅整備事業
- 公営住宅整備事業
- 地域優良賃貸住宅整備事業
- 既設公営住宅災害復旧事業
- 民間賃貸共同住宅等建設促進事業

### ②「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施

住まいの再建における課題には、資金面や世帯員の健康状態・住宅周辺の環境など、様々な要因が混在している。個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により、再建に向けた決断を後押しする「あつま型住まい再建プログラム」を実施する。

### 主な事業

- 災害復興推進事業

この事業は町が実施する独自のものであり、次のような特徴を有していた。

- ・被災者一人ひとりの被災状況に応じた多面的かつ専門的な支援体制
- ・国・道・町・民間の様々な支援制度を組み合わせた、自己負担の少ない再建資金計画の提案
- ・単一世帯だけでなく、地域再生の視点による住環境整備

### ③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨

被災者生活再建支援制度等の既存の支援と併せて、義援金の配分や町独自の支援制度、金融機関と連携した資金計画の作成のサポートなど、各種支援制度を必要に応じて組み合わせ、住まいの再建を支援する。

### 主な事業

- 住宅復旧支援事業
- 住宅再建融資利子助成事業
- 住宅リフォーム補助金
- 持ち家住宅建築支援助成
- がけ地近接等危険住宅移転事業
- 相談会の開催

### ④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援

被害が甚大な地域については、地域住民との話し合いの上で、「小規模住宅地区改良事業」や「都市防災総合推進事業」の導入を検討し、集落に必要となる公共施設等の整備と併せて住宅再建を後押しする。

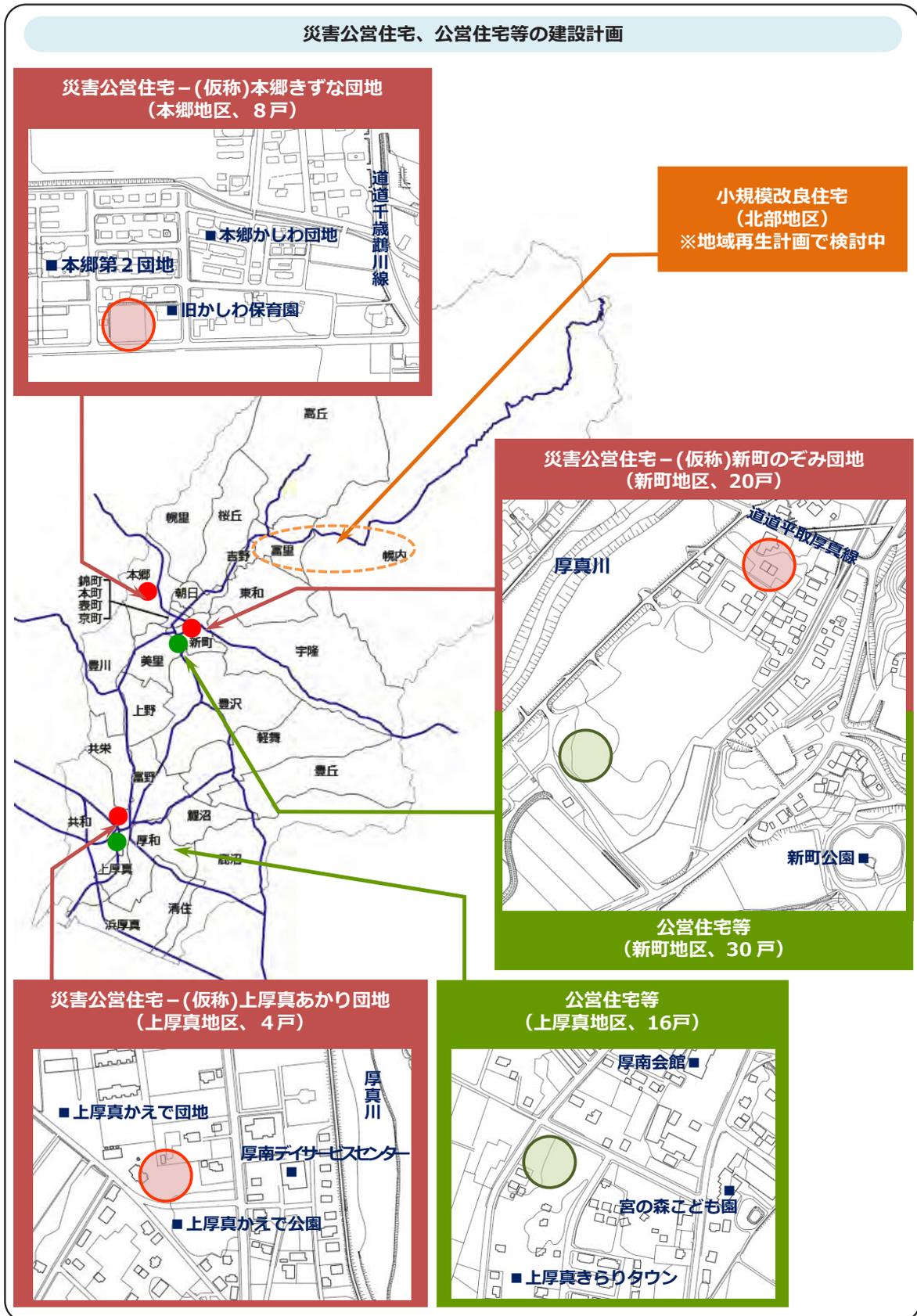
### 主な事業

- 小規模住宅地区改良事業
- 都市防災総合推進事業

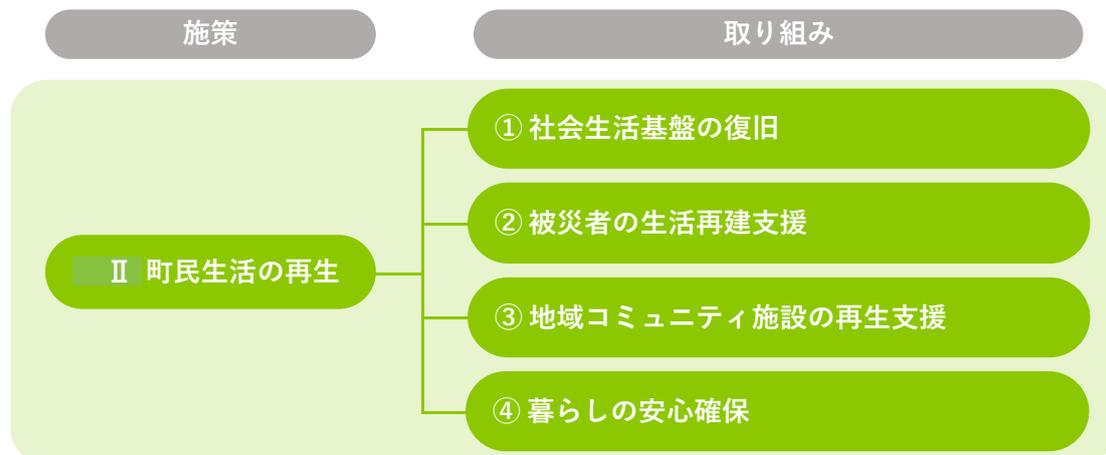
## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備および民間賃貸住宅建設への支援		整備方針検討	設計・建設					
「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施		各事業の実施	重点支援	方針見直し				
住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用勧奨		拡充策の検討・実施、利用勧奨						
集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援		地区別検討		事業実施				

# 災害公営住宅、公営住宅等の建設計画



## Ⅱ. 町民生活の再生



震災により被害が発生した各種インフラについては、土砂崩れなどで立ち入り困難な地域を除き復旧していたが、公共土木施設などのうち、応急的な復旧にとどまっている施設について、本格的な復旧に向けて工事を実施することが求められていた。また、土砂が流入した宅地は、宅地堆積土砂撤去事業により復旧を行うとともに、全半壊した被災家屋について、所有者の依頼に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去を行う公費解体を実施。また、新たに井戸を掘削する場合について、既存の制度に基づき復旧を支援した。

町民の生活再建に向けては、生活再建支援金や災害弔慰金・義援金等の円滑な支給、町税の特別措置など、お金に関する支援や情報提供による支援を継続。また、生活再建までの生活拠点となる応急仮設住宅の適切な管理も行ったが、被害を受けた地域の集会施設や、自治会等が所有・管理する神社については、地域コミュニティの拠点的施設として再生に向けた支援が求められた。そうした中、町は「今後は、上記の課題に対応するとともに、地域交通の整備など、生活再建後も安心して地域で暮らすための施策が求められる」とした。

### 取り組み内容

#### ① 社会生活基盤の復旧

国・道と連携し、本震災において被害を受けたインフラを復旧する。

#### 主な事業

- 簡易水道施設災害復旧事業
- 公共土木施設災害復旧事業
- 地域情報施設災害復旧事業
- 大型開発跡地整備運営事業

#### ② 被災者の生活再建支援

生活再建支援金等の円滑な支給や町税の特別措置などにより、町民の生活再建を支援。また、未給水区域で新たに井戸を掘削する場合など、個人が所有する施設の復旧に際しても、再建を支援する。応急仮設住宅についても引き続き適切な管理を行う。

**主な事業**

- 生活再建支援金・災害弔慰金・義援金の支給・町税の特別措置
- 応急仮設住宅管理事業 ● 飲用井戸等給水施設整備事業補助金
- 「生活再建に向けた支援ガイドブック」の発行

**③地域コミュニティ施設の再生支援**

震災において被害を受けた生活会館・生活館や自治会等が所有・管理する神社など地域コミュニティの拠点施設の復旧・再建を支援する。

**主な事業**

- 小規模住宅地区改良事業 ● 都市防災総合推進事業
- 地域公民館整備事業 ● 地域コミュニティ施設等再建支援事業

**④暮らしの安心確保**

生活再建後も安心して地域で暮らせるよう、通勤・通学・買物・通院等に不可欠な地域交通の維持確保に努めるとともに、引き続き買物弱者に向けた移動販売の取り組みを実施する。

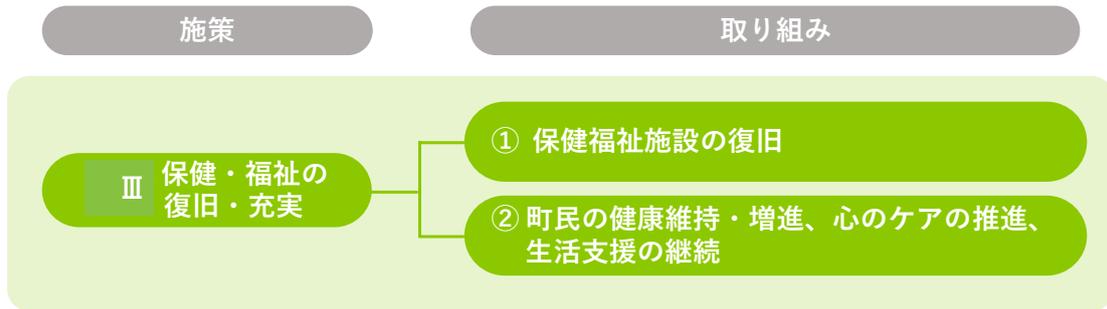
**主な事業**

- 地域公共交通対策事業 ● 暮らしの安心サポート事業
- 交通安全防犯等推進事業

**ロードマップ**

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
社会生活基盤の復旧	方針検討・事業実施							
被災者の生活再建支援	各事業の実施							
地域コミュニティ施設の再生支援	方針検討							
	継続的な検討・事業実施							
暮らしの安心確保	継続的な検討・事業実施							

## Ⅲ. 保健・福祉の復旧・充実



震災により、町の保健福祉施設についても損壊等の被害を受け、除却・修繕を行っていた。また、主に成人を対象とした住民健康診査で行ったアンケート（令和元年度6月実施、回答者約780人）では、約16%に当たる126人にうつ状態やPTSDの傾向が見られているほか、小・中学校で実施したアンケートでも、約360人中50～60人が「1人でトイレに行けない」「よく眠れない」等の回答をしたことから、被災によるショック、被災後の環境の変化、今後の生活への不安などによる心身の健康への影響が懸念された。そのため、中長期的に、継続した実態把握や、町民の心身の健康の維持・増進に向けた支援を行うことが求められた。そのため、町では、厚真町社会福祉協議会が設置する生活支援相談員や、苫小牧保健所等との連携により、仮設住宅を中心に生活相談・健康相談を実施。今後も仮設住宅の解消、新たな生活環境への移転などのフェーズの変化に応じて支援体制を整備するとともに、「自助」や「共助」・「互助」「公助」の考え方にに基づき、地域への情報提供や関係機関との情報共有・連携を行うこととした。

### 取り組み内容

#### ①保健福祉施設の復旧

北海道胆振東部地震において破損した総合ケアセンター・総合福祉センター・高齢者生活福祉センターの復旧を行う。

#### 主な事業

- 総合ケアセンター災害復旧事業
- 総合福祉センター災害復旧事業
- 高齢者生活福祉センター災害復旧事業

#### ②町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の推進

町民の健康維持・増進、心のケアの推進に向け、町民の健康実態把握、生活相談・健康相談の実施、健康づくりの啓発を行う。

## 主な事業

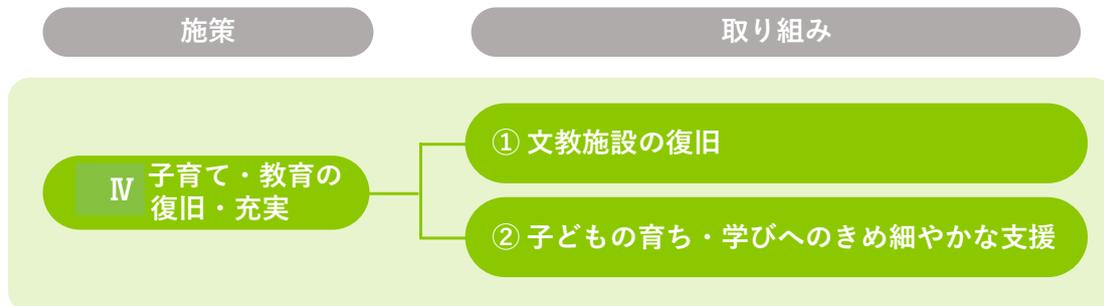
- 仮設住宅自立相談支援事業
- 生活支援体制整備事業
- こころの健康に関するリーフレット配布
- ゲートキーパー<sup>※</sup>養成講座実施
- こころのアンケート実施

※ゲートキーパー：自殺対策の分野で広く使用される用語。心の不調や自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置づけられる人のこと。

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
保健福祉施設の復旧	復旧事業の実施							
町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の推進	方針検討			方針見直し				
		事業実施						

## Ⅳ. 子育て・教育の復旧・充実



震災により、町の文教施設についても損壊等の被害を受け、修繕を行っている。また震災後、こども園・小中学校・放課後児童クラブ・放課後子ども教室については、カウンセラー等の支援を受けながら授業・活動を再開、応急期には「あつまスタードーム」敷地内に町内外の関係機関の支援を受け、「週末こどもひろば」を開設するなど、官民の連携によって子どもの育ち・学びの環境の場づくりに取り組んできた。

子どもたちの心のケアについては、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、小中学校・こども園・スクールカウンセラー・社会福祉協議会・医療機関などの関係機関の連携により支援体制を整備したほか、こども園・放課後児童クラブ・放課後子ども教室において、子どもたち一人ひとりに合わせた育ちの支援を継続した。また、「冒険の杜プレーパーク2」や「新生児誕生記念品事業」など、本震災後にできた新たなつながりを活用して、子どもたちの育ちや学びをより豊かにする事業も実施することが示された。

## 取り組み内容

### ①文教施設の復旧

震災で破損したこども園・学校施設・社会教育施設・文化財の復旧を行う。

#### 主な事業

- 宮の森こども園災害復旧事業
- 公立学校施設災害復旧事業
- 学校給食センター災害復旧事業
- 公立社会教育施設災害復旧事業
- 文化財保存整備事業

### ②子どもの育ち、学びへのきめ細かな支援

子どもの健やかな育ち・学びに向けて、小中学校での心のケアを実施するとともに、こども園・放課後児童クラブ・放課後子ども教室において、子どもたち一人ひとりに合わせた支援を行う。

#### 主な事業

- 「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を中心とした心のケア
- 冒険の杜プレーパーク整備事業
- 新生児誕生記念品事業

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
文教施設の復旧	復旧事業の実施							
子どもの育ち、学びへのきめ細やかな支援	継続的な検討・事業実施							

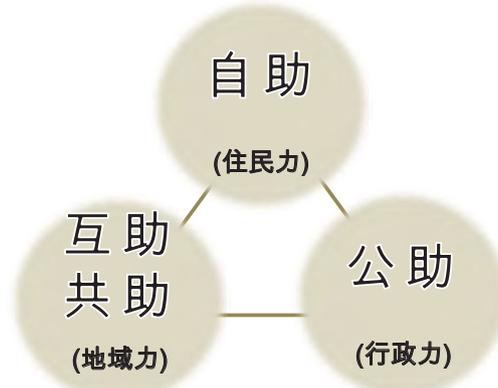
## 心の健康の支援体制

### ■ケアの考え方

町では、従前から自助（住民力）、互助・共助（地域力）、公助（行政力）の視点で、ケアに取り組んできました。今後も引き続き、この考え方に基づき、ケアに取り組めます。

#### 「自分や家族でできることは自分たちで」

自らの健康管理（セルフケア）や自らの介護予防、市場サービスを自ら購入するなど



#### 「個人・家族でできないことは地域で支える」

友人、自治会などによる普段からの交流、見守り活動、異変の気づきなど

#### 「個人・家族や地域でできないことを公的制度で」

自分自身や家族だけでは問題を解決することが難しく、生命に危険をおよぼす恐れがあるときに公的な判断のもと支援を行うこと

### 町の取り組み

#### 自助への支援

##### 普及啓発活動

- こころの教室
- やさしい精神保健講座
- 広報誌健康情報掲載
- こころの健康に関するリーフレット全戸配布
- 既存事業での情報提供

#### 互助・共助への支援

##### 見守り支援活動

- ボランティアによる訪問、情報共有
- 民生委員や地区保健福祉推進員との情報共有や連携
- 地域の方々からの情報提供に基づく専門職の支援介入
- ゲートキーパー養成講座実施（令和2年度以降）

#### 公助の実施

##### ハイリスク者支援

- 生活支援相談員(LSA)の配置（健診事業を活用）
- 個別相談・継続支援（医師・臨床心理士・保健師などによる家庭訪問・来所・電話）
- 相談機関の紹介

地域で暮らす人々の健康問題の解決へ

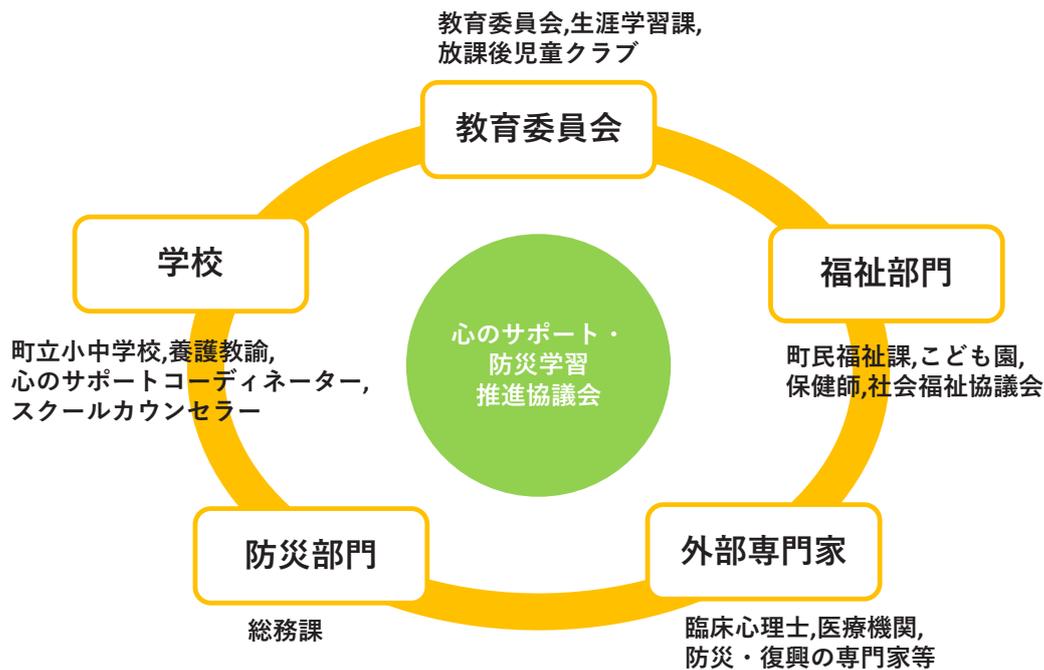
## 設置された「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」

震災により被災した児童生徒の継続した心のケアと防災学習を推進することを目的として、令和元年（2019年）11月1日に「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」が設置された。

### 主な事業内容

- 児童生徒の心理状況の把握・記録（ストレスチェック、保護者アンケート集計・分析）
- 心のケアを含む防災学習
- 個別に支援の必要な児童生徒のケース会議
- 学校及び関係機関の取り組み状況等の情報共有
- 児童生徒の状況に関する学校間の引継ぎ支援
- 保護者及び教職員を対象とした研修
- その他目的達成のために必要な事項

### ■「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」の体制



(2)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された、「2.なりわい(仕事)の再生」についての各施策の方針と取り組みの概要

## I. 農業の再生



震災により、町内で95箇所155.31haの農地、69箇所の農業用施設が土砂堆積や破損等の被害を受けた。また、183戸で農業機械・施設の被害、8箇所で共同利用施設の被害が報告されており、水稲や畑作物・ハスカップなどの作物を中心に町内の農業は大きな打撃を受けた(令和2年1月末時点)。

農地や農業用施設の復旧については、発災直後から災害査定・復旧工事等を実施しており、道・町・町土地改良区の施工により令和元年度末までにおおむね完了する見込みで、共同利用施設(JAとまこまい広域所有)の復旧については、国の事業を活用しながら町において修繕費や解体費の支援を行った。

その他、農業者が所有する農業機械・施設の復旧やハスカップの改植については、国・道・町の支援制度に加え、ボランティアによるシカ侵入防止柵の復旧作業など、多様な支援により復旧が進んだ。

一方、本震災において大きな被害を受けた北部地区では、被災により地区外へ住まいを移転せざるを得ない世帯もあり、離農や、住まいと農地が離れる「通い作」が増加する可能性が考えられ、ICT化の推進による栽培管理方法の見直し、農地の利用調整、野生鳥獣対策や農作物の盗難対策の強化など、営農環境の変化への対応について検討が必要だった。

町の基幹産業である農業の再生を実現するため、復旧事業の実施や、営農環境の変化への対応に加え、被災後にできた新たなつながりを活用した取り組み等により、さらなる農業の振興を図ることが求められた。

### 取り組み内容

#### ① 農業施設の復旧

被災した町内の農業者の早期営農再開に向け、国・道と連携し、農地に流入・堆積した土砂の撤去を行う。また、JAとまこまい広域所有共同利用施設の復旧支援を行うとともに、農業者が所有する農業施設の復旧のため、被災農業者向け経営体育成支援事業や被災農業者営農再開支援事業(営農掛り増し経費に対する支援)など、各種支援制度の利用勧奨を行う。

### 主な事業

- 農業施設等災害復旧事業
- 被災農業者向け経営体育成支援事業
- 被災農業者営農再開支援事業（営農掛り増し経費に対する支援）
- 穀類乾燥調製貯蔵施設災害復旧事業
- 特産果実（ハスカップ）再生支援事業

### ②営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興

従前の居住地からの住まいの移転に伴う離農や「通い作」など、今後発生する営農環境の変化への対応を検討する。また、被災後にできた新たなつながりや取り組みを活用し、引き続き、後継者確保・新規参入者の受け入れ・育成、農産物の知名度向上・ブランド化に努める。

### 主な事業

- グリーンツーリズム推進事業
- 農業後継者総合育成対策事業
- 農業支援員の新規就農
- 農業ICT化普及推進事業
- ハスカップ・地域ブランド化推進事

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
農業施設の復旧	復旧事業の実施							
営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興	対応策の検討							
	継続した農業振興策の実施							

## Ⅱ. 森林および林業の再生



震災により、森林資源そのものが大きな損害を受けたことに加え、道路の損壊等によりアクセスできない森林が大量に発生した。それに伴い、平成30年（2018年）10月に、北海道を事務局とする「胆振東部森林再生・林業復興連絡会議」が設置され、平成31年4月に森林及び林業への対応方針がまとめられた。この方針を受け、事業主体となり、生活に影響のある箇所に対する治山工事や砂防堰堤の設置、道有林及び町有林を活用した森林崩壊地への植栽試験地の設置などについては道が実施、路網については、道や町が事業主体となり、林道の災害復旧工事に加え、森林作業道の試験的な設置事業にも取り組むこととなった。また、苫小牧広域森林組合が主体となり、崩壊した森林の倒木処理や木材の搬出を目的とした特殊地帯も、徐々に作業が進められている。

### 取り組み内容

#### ①被災状況に応じた森林の再生方針の整理

震災直後より北海道と苫小牧広域森林組合が中心となり実施してきた「今後の森林管理の意向確認」については、町や森林組合も加わり、より具体的な内容などを提示しながら、所有者の意向を踏まえた森林管理の方法を検討。大量の土砂が流入し堆積している箇所については、河川への土砂流出防備や木材生産の観点から、カラマツ等の植樹を含めた対応方針を検討した。併せて、対応方針を検討する際の基礎資料とするため、土砂が流入し堆積した町有林を活用して、倒木等の処理作業を試行。森林の公益的機能の回復状況やエゾシカによる影響などについて、研究機関等と連携しつつ継続的なモニタリングを実施している。また、厚真川の上流部に立地する道有林については、情報共有に努め、必要に応じて一般民有林の森林再生へも反映させ、連携しながら事業を実施していくこととしている。

#### 主な事業

- 森林経営管理事業（意向確認） ● 森林再生・林業復興推進事業
- 町有林造林事業研究機関と連携した継続的なモニタリング
- 道有林との情報共有と連携

## ②林業施設の復旧

森林の崩壊や土砂の堆積により走行不能となった森林内の道路の機能を、従前の用途や今後実施される森林施業・森林所有者の意向等を踏まえて再生する。なお、実施主体としては厚真町及び苫小牧広域森林組合・森林所有者等を想定し、その他の関係機関との連携を図りながら事業を進めている。

国・道がそれぞれ設置している砂防堰堤の上流部分にアクセスするための林業専用道や作業道についても、可能な限り前倒しして整備することを検討している。

### 取り組み内容

国・道などとの連携のもと、被害のあった林業施設の復旧に取り組む。

### 主な事業

- 林業施設災害復旧事業
- 林業専用道・森林作業道整備事業
- 森林再生・林業復興推進事業

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
被災状況に応じた森林の再生方針の整理			所有者の意向確認・協議					
			崩壊地・土砂堆積地への対応方法の検討・対応の実施					
林業施設の復旧	復旧事業の実施、林業専用道・森林作業道の開設							

## Ⅲ. 水産業の再生

施策

取り組み

Ⅲ 水産業の再生

① 漁業施設の復旧

震災により、浜厚真漁港防波堤の崩壊、漁港に隣接する旧重油施設の破損があり、漁場が使用できない状況が継続し、漁業者の負担が増えているため、施設復旧により漁業者の経営安定と安全確保を図ることとした。また、被害のあった浜厚真漁港防波堤の復旧については、国直轄事業により令和元年度内の復旧を見込んだ。その他の被害箇所の復旧については、町事業により令和元年度内に完了する見込みとした。

## 主な事業

- 漁港災害復旧事業

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
漁業施設の復旧		復旧事業の実施						

## IV. 商工業の振興・交流の推進



震災により、町内の商工業や観光についても、多くの被害が生じたが、道及び町の融資制度の活用や、全国商工会連合会による経営再建支援、共同仮設店舗の整備により、町内商工業者の多くは経営再開を果たした。本震災により、多くのボランティアや支援企業などが町を訪れたことで、町内各所に新しいつながりが生まれた。今後は、これらの交流をさらに発展させるとともに、新たなつながりを活用して、従前から取り組んできた新規事業の創出や人材育成などへの支援、企業誘致につなげていく取り組みが求められる。

### 取り組み内容

#### ① 商工業者の経営再建支援

被災した中小企業等の経営の再建と安定化を図るため、融資制度の利用勧奨や、利子の一部補給等の事業を実施。また、店舗などが被災し、操業できなくなった事業所などの再開拠点として京町地区に整備した共同仮設店舗を運営することとなった。

## 主な事業

- 中小企業災害復旧資金利子補給
- 共同仮設店舗の運営

## ②町内外の新しいつながりを活用した経済活性化

震災後にできた町内外の新しいつながりを活用し、従前から取り組んできた新規事業の創出や人材育成、新たな特産品開発などへの支援、企業誘致につなげていく取り組みなどを引き続き実施する。

### 主な事業

- 商工業振興事業
- 起業化支援事業
- 特産品開発・PR事業
- サテライトオフィスの誘致推進
- ハスカップ・地域ブランド化推進事業
- 企業立地推進事業
- 起業化人材育成事業

## ③観光・交流の拠点や仕組みの整備

震災後にできた町内外の新しいつながりを継続するとともに、地域資源を活用した観光・交流の取り組みを引き続き実施する。

### 主な事業

- グリーンツーリズム推進事業
- 古民家再生推進事業
- 交流促進センター（こぶしの湯 あつま）運営事業
- 観光イベント支援事業
- 観光協会運営事業

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
商工業者の経営再建支援	共同仮設店舗							
	中小企業災害復旧資金利子補給							
町内外の新しいつながりを活用した経済活性化	継続した商工業振興策の実施							
観光・交流の拠点や仕組みの整備	継続した観光業振興策の実施							

## 設置された「共同仮設店舗」

被災し、事業を営んでいた地域での営業継続が困難となった事業者が早期に事業再開できるよう、町商工会横の町有地に共同仮設店舗（愛称：京町キューブ）を整備した（平成31年3月）。仮設店舗は、令和4年3月31日まで事業者が無償で貸与され、その後、同店舗を利用する場合は有償で利用することができることとなった。

整備に当たり、町商工会の協力を得てニーズ調査などを行い、独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う「平成30年北海道胆振東部地震対応支援仮設施設整備支援事業」の助成を活用し建設した。



○敷地面積 996.08 m <sup>2</sup>	○延べ床面積 141.92 m <sup>2</sup>
○施工法 ユニット工法	○構造 木造平屋建て
○事業費 4,884万7,000円	
(うち4,879万2,000円が独立行政法人中小企業基盤整備機構の助成)	

### (3)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された、「3. 災害に強いまちづくり」についての各施策の方針と取り組みの概要

震災によって交通網が至るところで寸断して、町外からの輸送手段が限定され、また北部地域への道路が寸断したことにより地区が孤立した。また、電源喪失時の情報の不通など、災害に対するインフラの脆弱性が明らかとなり、今後は、本震災と同規模の地震災害を想定した対策に加え、発生が想定される多様な災害について対策を講じることが必要であることが確認された。

幌内地区の日高幌内川周辺では、地震動の衝撃によって大規模な山腹崩壊が発生して河道を閉塞し、湛水池が形成された。越流浸食による河道閉塞箇所が決壊により、下流域への二次的被害への対策を講じることが先決だった。一方で、この湛水池周辺において地すべりが発生し、湛水池内に大量の土砂や岩塊が落下した場合に発生する衝撃波(段波)による下流域への二次被害についての対策も必要だった。現在、山腹崩壊が発生し二次的被害が懸念される箇所については、国による日高幌内川の河道閉塞部における越流対策や、チケッペ川・チカエップ川・東和川における砂防事業、道による日高幌内川の段波対策工事、急傾斜地崩壊対策事業・砂防事業・治山事業により、対策が講じられているが、今後も引き続き、国・道と連携し、本震災における山腹崩壊等による被害箇所の二次的被害防止に努める必要がある。

## I. 災害に強い社会基盤の整備



北海道胆振東部地震に伴う震災の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフト両面の防災・減災を推進し、しなやかで持続的な発展を目指した取り組みを進める。

## 取り組み内容

### ①本震災における山腹崩壊箇所等の二次的被害防止

国・道と連携し、本震災における山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業・治山事業等を実施。

#### 主な事業

- 砂防事業（国・道）
- 急傾斜地崩壊対策事業（道）
- 治山事業（道）

### ②災害に強いインフラの整備

本震災の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化を行う。また、上厚真市街地で光ブロードバンドサービスの提供に向けた通信基盤施設の整備を行う。

#### 主な事業

- 都市防災総合推進事業
- 豊沢地区配水管布設替事業
- IRU\*施設整備事業
- 宅地耐震化推進事業

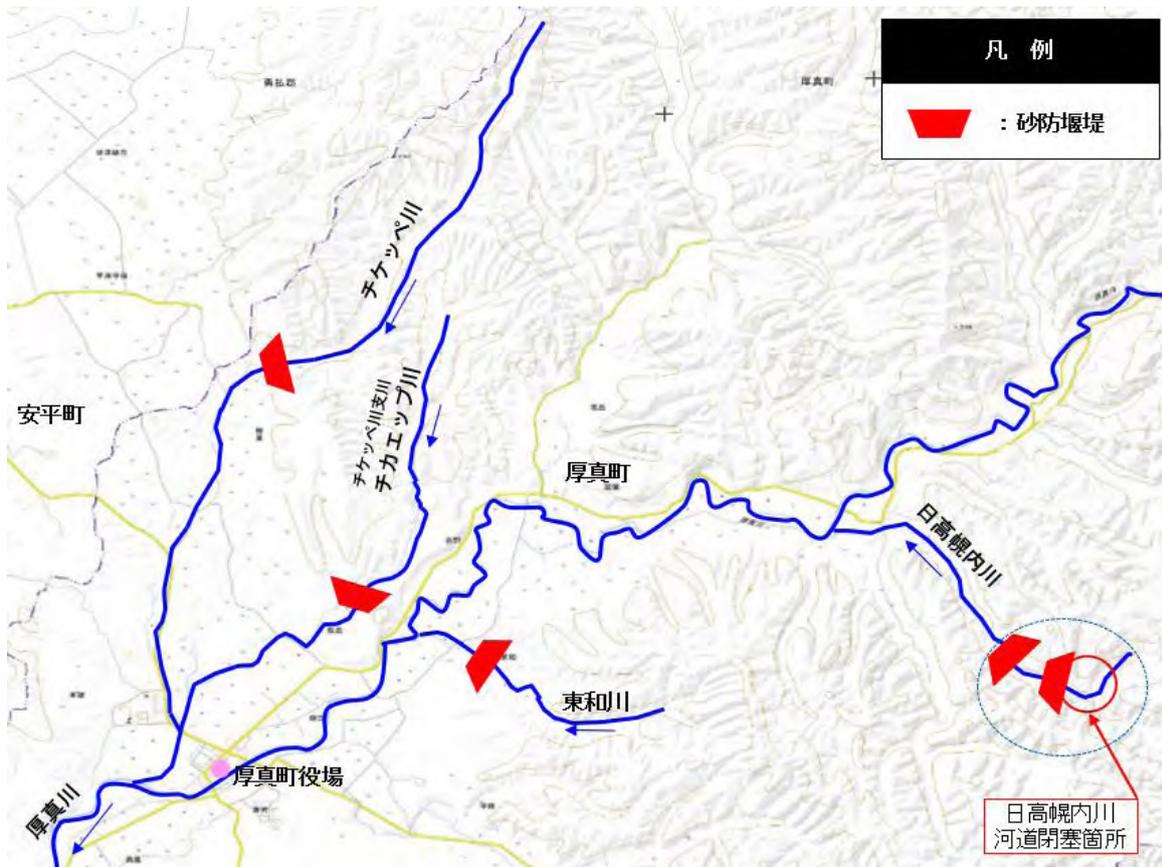
※IRU：「Indefeasible Rights of User」の略。自治体等が保有する光ファイバー等の自営通信設備を電気通信事業者に貸し出す際、契約や協定によって確定される長期的かつ安定的な使用権のこと。IRU契約により、光ブロードバンドのエリアカバー率を効率的に上げることが期待される。IRU施設とは、IRU契約により民間事業者に貸し出す通信設備のこと。

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
本震災における崩壊箇所等の二次的被害防止	直轄砂防緊急対策		恒久対策					
	道砂防、緊急急傾斜		治山事業					
災害に強いインフラの整備	インフラ整備の実施							

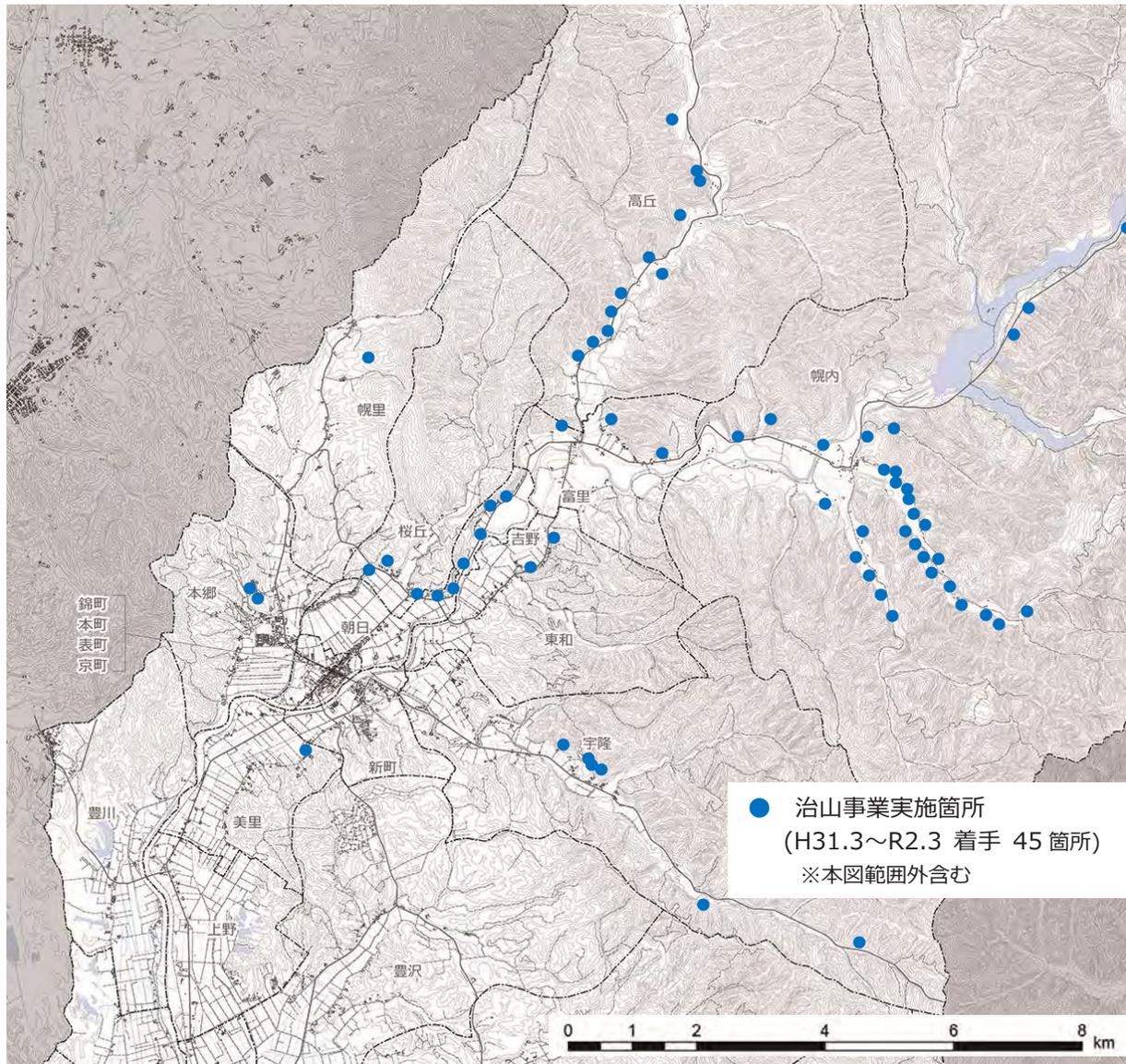
## 直轄砂防事業

国土交通省北海道開発局では、日高幌内川・チケツペ川・チカエツプ川・東和川において直轄砂防事業を実施中である（日高幌内川では、越流による河道閉塞部の決壊を防止し安定化を図るため、砂防堰堤や水路工等の砂防設備を整備。チケツペ川・チカエツプ川・東和川では、大雨等によって上流から流れる土砂をためる砂防堰堤を整備）。令和元年8月までに緊急対策工が完了し、現在、恒久対策工を実施している。



## 治山事業

北海道胆振東部地震により、林地崩壊が、広範囲にわたって大小様々な規模で発生した。このうち道路や人家等に直接被害を与えた箇所については、以下のような治山事業を実施している。



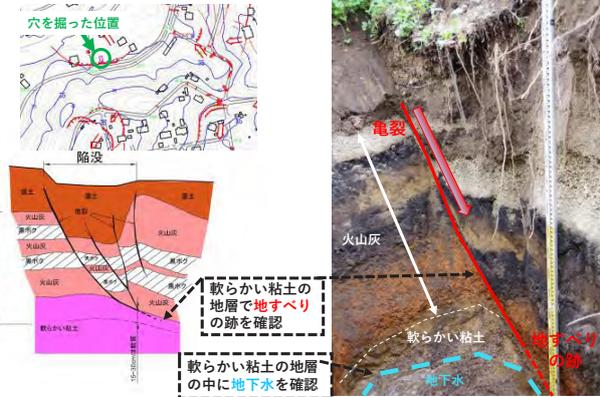
# 宅地耐震化推進事業

## ■ 現状と課題

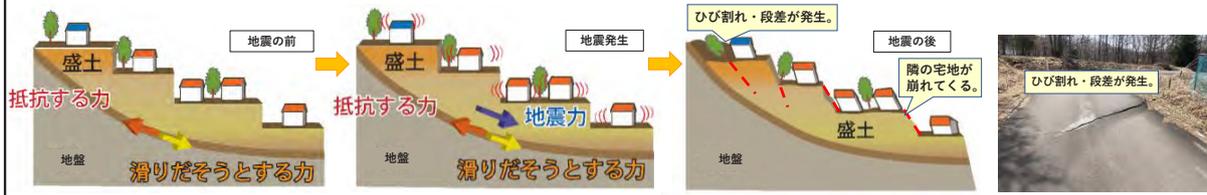
本震災により、ルーラルビレッジ地区やパークタウン新町地区では、道路のひび割れや段差、宅地の地割れや段差の被害が多数発生しました。

各地区において、ボーリング調査等を実施したところ、ルーラルビレッジ地区では宅地造成時の盛土よりも下の地盤の軟らかい粘土層での地すべり跡が確認された他、パークタウン新町地区では盛土の中に地下水が確認されました。段差等の被害はこれらの地層の地すべりによるものと考えられることから、適した対策を講じる必要があります。

## ■ 確認された地すべり跡・地下水 (ルーラルビレッジ地区)



## ■ 地すべりによる被害発生メカニズム



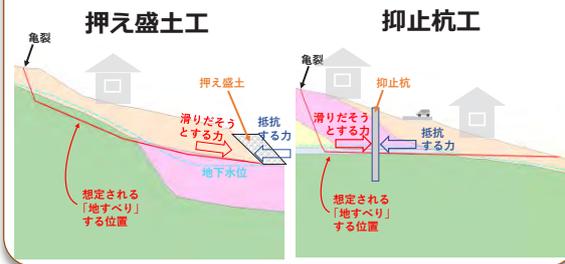
## ■ 対策工

【ルーラルビレッジ地区】

地すべりを抑える対策が必要なことから、押え盛土、抑止杭、地表排水、めいあんきよ明暗渠、地下水排除等での対策を検討しています。

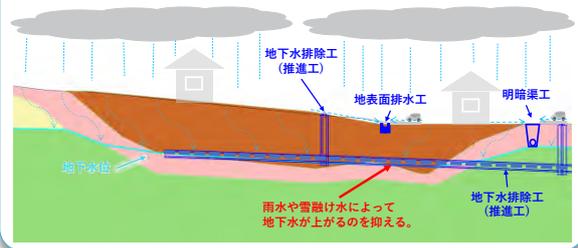
### 地すべりを抑える対策

宅地が高い所から低い所へ滑り出そうとする力を、抵抗する力で抑える。  
⇒ 押え盛土工・抑止杭工



### 地下水に対する対策

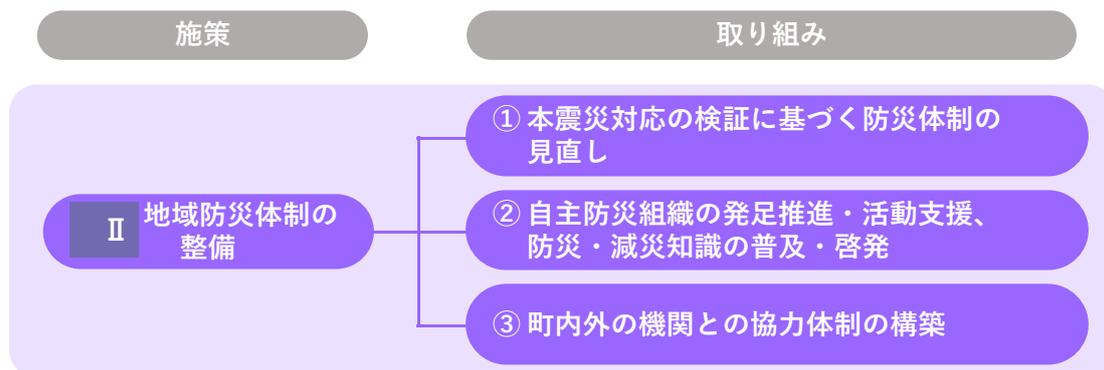
地下水の元となる雨などの水の浸透を抑える。  
⇒ 地表排水工・明暗渠工  
浸水した雨などの水による、地下水の上昇を抑える。  
⇒ 明暗渠工・地下水排除工



【パークタウン新町地区】

パークタウン新町地区では、地下水位より下にある盛土が液状化したことから、地中の深い場所に配水管を入れて地下水を下げる、地下水排除工（推進工）での対策を検討しています。

## II. 地域防災体制の整備



今後の災害発生に備えるためには、本震災の災害対応を検証し、より一層、地域防災体制の強化を図る必要があるが、地域防災力の向上に向けては、「自助・共助・公助」の考え方にに基づき、適切な役割分担のもと、地域ぐるみで取り組む必要がある。「公助」については、現在、町の本震災における災害対応について、有識者を交えて検証を実施しているが、今後は災害対応検証をもとに、町の地域防災計画や業務継続計画などの見直しを行い、今後の大規模自然災害の発生に備える必要がある。「共助」については、地域での防災体制の強化として、自主防災組織の発足や活動に対する支援を実施している。これまでに4地区で自主防災組織が発足したほか、2地区で避難計画等の作成を実施しており、地域防災力のより一層の向上に向けて、今後もこれらの取り組みを支援する必要がある。併せて、「共助」や「自助」に向けた、防災・減災知識の普及・啓発も求められる。また、本震災における応急対応では、町内外の団体との協力体制が構築されていたことにより、円滑な対応が可能になった。引き続き、全町的な被害や広域被害を想定し、各機関・団体との協力体制をさらに構築・強化する必要がある。

### 取り組み内容

#### ①本震災における災害対応の検証に基づく防災体制の見直し

北海道胆振東部地震における災害対応の検証に基づき、地域防災計画や業務継続計画の抜本的な見直しを行う。また、地震災害に限らず、町内で発生が想定される多様な災害についても、被害想定を精査を行い、防災体制を引き続き検討する。

#### 主な事業

- 地域防災計画の見直し
- 業務継続計画の見直し

#### ②自主防災組織の発足推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発

「共助」の考え方にに基づき、自主防災組織の発足推進・活動支援を行い、地域防災体制を強化する。また、防災訓練の実施や広報などでの情報発信を通じて、防災・減災知識の普及・啓発を行う。

### 主な事業

- 自主防災組織の発足推進・活動支援
- 防災訓練の実施
- 北海道地域防災マスター認定講習への支援
- 地区避難計画等の策定支援
- 避難行動要支援者の支援

### ③町内外の機関との協力体制の構築

初動・応急期の食糧や物資確保・供給、防災拠点への備蓄品整備のため、各機関・団体との協力・情報共有体制を構築・強化する。

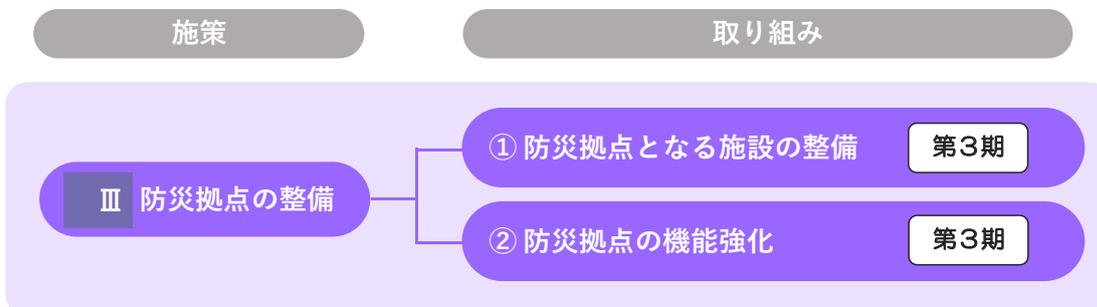
### 主な事業

- 災害協定の締結
- 東胆振広域圏定住自立圏の連携

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し		対応検証	計画見直し					
自主防災組織の発足推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発	自主防災組織の発足推進・活動支援							
町内外の機関との協力体制の構築	協力体制の構築							

## Ⅲ. 防災拠点の整備 (第3期に向けてのテーマ)



北海道胆振東部地震により、地域の防災拠点となる避難所（集会所）が破損等の被害を受けた。また、町の災害対応の拠点である役場庁舎については、従前から老朽解消・耐震性確保のため建て替えが検討されていた。また、震災の発生直後には、電力喪失により2日間の

停電が起き、応急対応時の町内での電源確保が困難であったなど、脆弱性が明らかになった。

こうした現状を踏まえた上で、今後の災害発生に備えて、避難所としての集会所、役場庁舎及び周辺施設の整備について検討を行い、さらなる安全・安心確保に向けて、避難所や役場庁舎等の非常時の電源確保・備蓄品の配備・情報インフラの充実など、地域の防災拠点の機能強化に向けた取り組みが求められている。

### 取り組み内容

#### ①防災拠点となる施設の整備

避難所の整備、役場庁舎及び周辺施設の整備について、検討を進める。また、町の指定避難所である上厚真小学校については、円滑な避難所運営に向けて入り口道路の拡幅工事を実施する。

#### 主な事業

- 上厚真小学校進入路整備事業
- 公共施設整備基本計画策定事業
- 役場庁舎等公共施設群の再編

#### ②防災拠点の機能強化

防災拠点における電源確保について、検討を進める。また、計画に基づく備蓄品の配備を行うとともに、情報インフラの充実に向けた検討を行う。

#### 主な事業

- 備蓄品の整備
- 防災無線整備事業
- 臨時災害放送局運営事業
- 情報インフラの充実検討

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
防災拠点となる施設の整備			方針検討					
			事業実施					
防災拠点の機能強化		方針検討						
		継続的な検討・事業実施						

## IV. 被災の記憶の継承（第3期に向けてのテーマ）



北海道胆振東部地震による震災の経験を町内外に発信し、後世に伝えることも求められている。本震災により犠牲になった方の追悼として、胆振東部地震厚真町追悼式を実施しているが、今後は、追悼や慰霊・記録の保存や活用について、検討を進めることも必要である。応急対応・復旧・復興過程の記録の保存・整理方法とその活用について検討し、未来を担う子どもたちへの防災教育の推進や防災に関する啓発活動を通じて地域全体の防災力を高めることが求められている。

### 取り組み内容

#### ①犠牲者の追悼

本震災により犠牲になった方々への追悼や慰霊について検討する。

##### 主な事業

- 胆振東部地震厚真町追悼式

#### ②記録や記憶の保存・活用

胆振東部地震災害記録誌を作成する。

##### 主な事業

- 胆振東部地震災害記録誌作成事業

#### ③防災学習の推進

防災学習の推進についても検討する。

##### 主な事業

- 防災訓練事業
- 被災地教育推進事業

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
犠牲者の追悼	犠牲者の追悼							
記録や記憶の保存・活用	記録誌の作成							
防災学習の推進	防災学習の推進							

#### (4)「厚真町復旧・復興計画(第2期)」で示された地域別整備方針

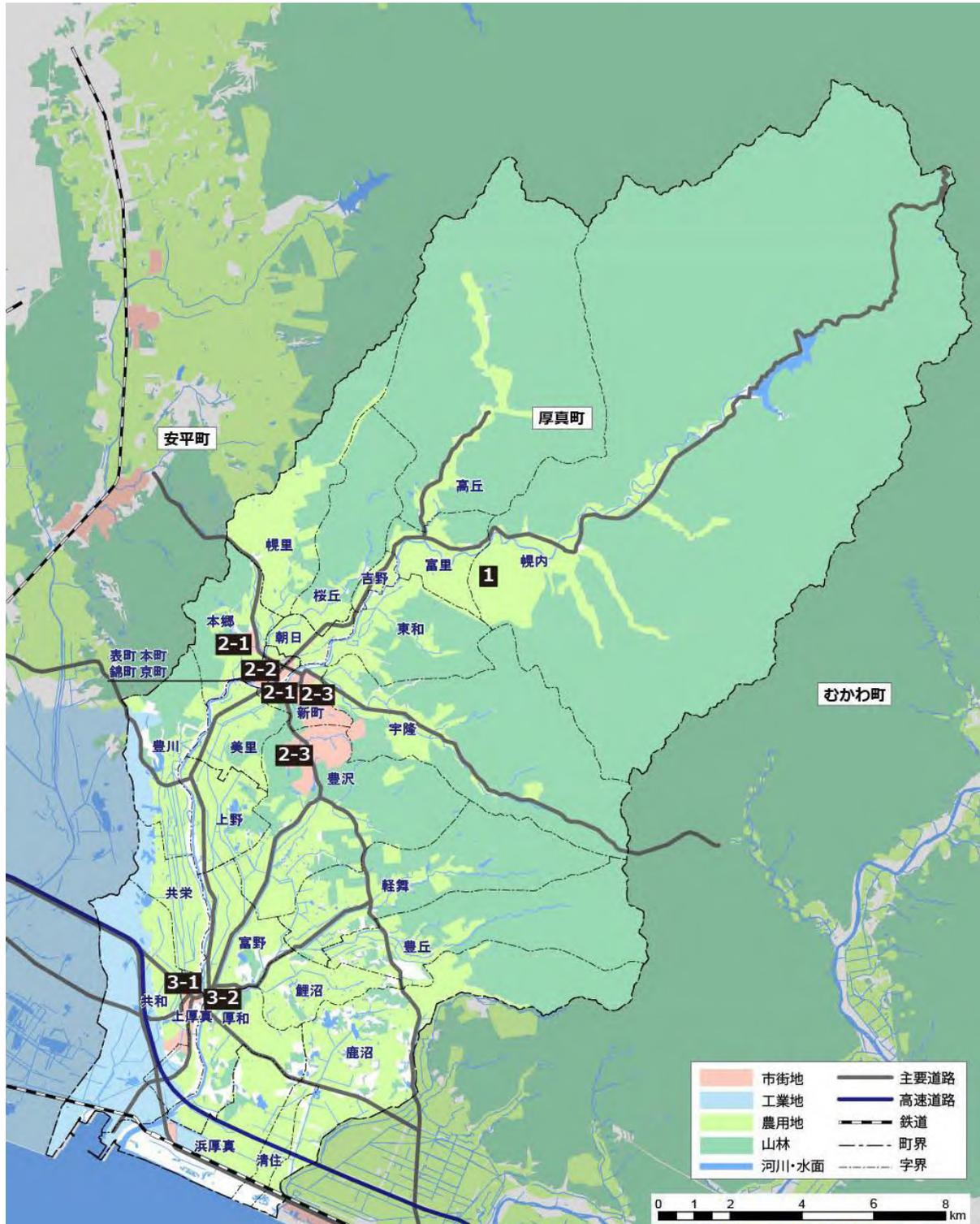
北海道胆振東部地震によって町は全町的な被害を受けたものの、北部地域では山腹崩壊が大規模に発生し、厚真市街地では地盤被害が発生するなど、被害の状況は地域ごとに異なっていることから、地域の特徴や被害状況に応じた対策が必要となった。このため、「厚真町復旧・復興計画(第2期)」では、復旧・復興にかかわるまちづくり事業の整備方針が地域別に示された。

#### ■地域別整備方針(概要)

地域	地域の特徴と被害状況	対策
北部地域	<p><b>【特徴】</b> 農家住宅が散在し、町を代表する農村景観が形成される地域。</p> <p><b>【被害状況】</b> 特に甚大な被害を受け、山腹崩壊による人的被害、道路が寸断し孤立する集落、避難場所まで到達できない状況が発生。</p>	<p><b>1</b> 地域再生計画の策定・推進</p> <p>①安全な住まい・宅地の確保</p> <p>②避難路の複線化</p> <p>③集会所の再建</p> <p>④コミュニティの維持・向上に向けた自発的な活動への支援</p> <p>⑤集落支援員の設置</p>
厚真市街地	<p><b>【特徴】</b> 行政・教育・文化・福祉施設があり、都市機能が集積した中心市街地が形成される地域。</p> <p><b>【被害状況】</b> ルーラルビレッジ地区やパークタウン新町地区は、地盤変状により多くの住宅が被害を受けた。</p>	<p><b>2-1</b> 災害公営住宅・公営住宅等の整備</p> <p><b>2-2</b> 庁舎周辺の防災機能の向上</p> <p><b>2-3</b> 地盤被害地区における生活基盤の再生</p> <p>①宅地の耐震化</p> <p>②生活環境の再生に関する検討</p>
上厚真市街地	<p><b>【特徴】</b> 近年、人口増の傾向にある。</p> <p><b>【被害状況】</b> 本震災による被害は相対的に少なかったものの、今後の災害に備えて地域の安全性の向上が必要と考えられる。</p>	<p><b>3-1</b> 災害公営住宅・公営住宅等の整備</p> <p><b>3-2</b> 避難路の整備</p>

※表内の番号は次ページの地図内の番号に対応している。

■土地利用の状況と整備位置



## 5-1-3 「厚真町復旧・復興計画(第3期)」の概要

厚真町では、「厚真町復旧・復興計画(第1期)」及び「同(第2期)」を策定し、町民の生活再建や生活基盤の早期復旧に向けて取り組んできたが、「同(第3期)」においては、これまで取り組んできた復旧事業の進捗を確認するとともに、中長期的な視点で今後取り組むべき施策を明確にし、復旧から復興に向けた展開について示すこととなった。

### (1)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」で示された復興ビジョン

#### このつながりを未来へ

震災前とまったく同じ日常は、残念ながら取り戻すことができません。

しかし、私たちは「つながり」の大切さを知るとともに、たくさんの「つながり」も得ました。

これまで実施したワークショップやアンケートで、最も多く出た言葉の一つが「つながり」です。

豊かな自然、何世代にもわたって田畑を開墾してきた先人たちの功績、田舎の暮らしにあこがれて厚真町に移住してきた方の想い、これら従来からの大事な宝を守り、震災によって傷ついたものを回復させながら、私たちは、いま、新しい未来を創りはじめています。

これからも、町内外の様々なつながりの力で、‘あつま’を未来へつないでいきます。

#### ～ビジョンのもとになった言葉～

「震災後、つながりや絆を感じている」(町民ワークショップ)

「人とのつながり、あたたかさをこれからも大事にしたい」(令和2年度アンケート調査)

「もっとつながりを広げたい／深めたい」(町民ワークショップ)

「再び人があつまるまちにしたい」(職員ワークショップ)

「次世代にあつまの宝をつなげたい」(町民ワークショップ)

## (2)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」で示された「取り組みの進捗状況」

「厚真町復旧・復興計画(第2期)」では、3つの基本方針に基づいて施策を整理したが、これらの施策に位置付けた各取り組みの令和3年(2021年)3月現在の進捗状況は、次のようになっていた。

### ■厚真町復旧・復興計画に係る取り組みの進捗一覧(令和3年3月時点)

#### ■ 住まい・暮らしの再建

##### 1 住まいの再建

取り組み	進捗状況	備考
①災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の整備及び民間賃貸住宅建設への支援	完了	災害公営住宅等の整備、既存公的住宅の復旧が完了しました。民間賃貸住宅については、引き続き平常の業務にて建設を支援していきます。
②「あつま型住まい再建プログラム」による被災者サポートの実施	継続	多くの方が住まい再建に目途がついていますが、修繕が未了の方などについて引き続きサポートが必要です。
③住まい再建に向けた各種支援制度の拡充、利用助奨	継続	「あつま型住まい再建プログラム」の進捗よくに合わせて、引き続き制度利用助奨が必要です。
④集落再生と連動したまちづくりと一体的な住宅再建支援	継続	地域再生計画に基づき、小規模改良住宅の整備、防災拠点、避難路の整備を引き続き実施する必要があります。

##### 2 町民生活の再生

取り組み	進捗状況	備考
①社会生活基盤の復旧	継続	富里浄水場の復旧など事業は大きく進展していますが、未完了の箇所について国・道等の関係機関と連携し、事業の完了に向けて取り組む必要があります。
②被災者の生活再建支援	継続	被災者の生活再建に向けて、生活再建支援金や義援金の支給などを引き続き実施する必要があります。
③地域コミュニティ施設の再生支援	継続	(仮称)北部地域防災拠点施設の整備や自治会が所有する神社などの地域コミュニティ施設の復旧・再建を引き続き支援する必要があります。
④暮らしの安心確保	平常の取り組みに移行	地域交通の維持確保など生活再建後の暮らしの安心確保については、従前からの課題でもあることから、平常の業務にて全町的な対策を検討しています。

##### 3 保健・福祉の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①保健福祉施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②町民の健康維持・増進、心のケアの推進、生活支援の継続	継続	仮設住宅から恒久住宅への移行期にあたり、今後も心のケアや生活支援の推進が必要です。

##### 4 子育て・教育の復旧・充実

取り組み	進捗状況	備考
①文教施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。
②子どもの育ち・学びへのきめ細やかな支援	継続	健やかな育ち・学びについては従前からの目標であり、平常の業務として継続しています。防災学習や児童生徒の心のケアについては、継続が必要です。

#### ■ なりわい(仕事)の再生

##### 1 農業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①農業施設の復旧	継続	厚幌導水路の導水管復旧、復旧工事終了後の農地の経過観察などに継続して対応する必要があります。
②営農環境の変化への対応検討とさらなる農業の振興	平常の取り組みに移行	農業振興については従前からの課題であることから、地震の影響による営農環境の変化を注視しながら、平常の取り組みに移行して継続します。

##### 2 森林および林業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①被害状況に応じた森林再生方針の整理	完了	令和2年度に森林再生方針をとりまとめました。
②林業施設の復旧	継続	国・道など関連機関と連携のうえ、引き続き、林道・林業専用道・森林作業道の復旧/再整備に取り組む必要があります。

### 3 水産業の再生

取り組み	進捗状況	備考
①漁業施設の復旧	完了	令和2年度内に復旧事業が完了しています。

### 4 商工業の振興・交流の推進

取り組み	進捗状況	備考
①商工業者の経営再建支援	継続	共同仮設店舗の運営を令和3年度まで継続するほか、災害復旧資金利子補給などの支援事業を継続しています。
②町内外の新しいつながりを活かした経済活性化	継続	胆振東部地震後の新たなつながりを活かし、新たな産業・事業の創出や、地域活性化に向けた取り組みの創出を引き続き検討します。
③観光・交流の拠点や仕組みの整備	継続	胆振東部地震の記憶を伝える「(仮称)震災伝承ツーリズム」など、新たな観光・交流の仕組みの整備を引き続き検討します。

## ■ 災害に強いまちづくり

### 1 災害に強い社会基盤の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災における山腹崩壊箇所の二次的被害防止	継続	国・道などの関係機関と連携し、砂防事業、治山事業の完了に向けて取り組みます。
②災害に強いインフラの整備	継続	避難路の整備や地すべり対策、配水管の耐震性強化に向けた取り組みを引き続き行う必要があります。

### 2 地域防災体制の整備

取り組み	進捗状況	備考
①本震災対応の検証に基づく防災体制の見直し	継続	地域防災計画の改訂が完了しています。引き続き業務継続計画やマニュアル等の作成・更新に取り組む必要があります。
②自主防災組織の設置推進・活動支援、防災・減災知識の普及・啓発	継続	各地区では、組織設置・避難計画の作成が進んでいます。今後も、各地区の組織の設置推進とともに、各種訓練の実施など実践的な活動を展開するための支援が必要です。
③町内外の機関との協力体制の構築	継続	胆振東部地震の教訓を踏まえ令和2年度までに複数の団体との災害協定を新たに締結しました。今後も体制構築を行います。

### 3 防災拠点の整備

取り組み	進捗状況	備考
①防災拠点となる施設の整備	継続	町の防災の拠点となる、新庁舎、備蓄倉庫、(仮称)北部地域防災拠点施設の整備について検討・実施する必要があります。
②防災拠点の機能強化	継続	防災拠点における電力確保のため、再生可能エネルギーの創出・供給の仕組みを整備していく必要があります。

### 4 被災の記憶の継承

取り組み	進捗状況	備考
①犠牲者の追悼	継続	慰霊のための碑やモニュメントの整備について継続して取り組む必要があります。
②記録や記憶の保存・活用	継続	資料の収集・保存や、各資料の活用について継続して取り組む必要があります。
③防災学習の推進	継続	学校教育等の分野では防災学習の推進が行われていますが、カリキュラムの確立や副読本の整備などに継続して取り組む必要があります。

### (3)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」の基本方針と施策の体系

#### ①住まい・暮らしの再建

住まい・暮らしの再建については、だれ一人として取り残さないという理念のもと、被災者一人ひとりの状況に合わせた再建支援、心のケアを継続する。併せて、地域コミュニティの再生・活性化への支援に向けた取り組みや胆振東部地震で被害を受けた百年記念公園やパークゴルフ場など、地域住民の生活に欠かせない公園施設等の再整備についても検討を進める。

甚大な被害を受けた吉野地区については、住民・ご遺族・地権者等の意向を確認しながら、植栽などの環境整備の推進と将来的な地区の姿について検討を進める。

- ①心のケア・生活再建支援の推進
- ②地域コミュニティの活性化への支援
- ③公園施設等の再整備
- ④吉野地区の環境整備

#### ②なりわい(仕事)の再生

大規模な被害を受けた各産業基盤については、国・道など関係機関の協力のもと復旧を推進する。特に民有林を含めた被災森林の再生に関しては長い年月を要するが、整備手法等について引き続き、調査・研究を進める。また、胆振東部地震をきっかけとした町外とのつながり(=関係人口)の維持・拡大を図るとともに、復興に向けた新たな事業の創出に向けて連携を強化していく。

- ①産業基盤の復旧
- ②森林及び林業の再生
- ③関係人口・企業との連携による新しい事業の創出

#### ③災害に強いまちづくり

胆振東部地震の教訓を踏まえ、避難所や避難路の見直し、地域防災体制の整備など、ハード・ソフトの両面の防災・減災を推進する。災害時に拠点施設となる役場庁舎及び周辺施設、防災備蓄倉庫の整備についても本格的に着手する。

- ①災害に強い社会基盤の整備
- ②地域防災体制の強化
- ③防災拠点・施設の整備

#### ④被災の記憶の継承

胆振東部地震で得た多くの教訓と復旧・復興の記憶や経験を忘れず町内外で共有し、今後

の災害に備える防災意識社会の実現を目指す。

- ①犠牲者の追悼
- ②胆振東部地震の記録や記憶の継承
- ③防災・減災意識の醸成
- ④胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

#### (4)「厚真町復旧・復興計画(第3期)」における分野別計画

厚真町の「厚真町復旧・復興計画(第3期)」の取り組みについて、分野別に見ると、次のようになる。

## 基本方針1 住まい・暮らしの再建

### 施策1 心のケア・生活再建支援の推進

#### 施策の方針

- 町民の心身の健康をサポートし、健やかで安心できる暮らしの再生を目指す。
- 全ての町民が生活基盤としての住まいを再建できるよう、個々の状況や希望に寄り添い、生活再建を支援する。

#### 現状と課題

- 被災によるショックや被災後の環境の変化、今後の生活への不安などから、心身の健康への影響が懸念されるため、これまで応急仮設住宅などを中心に、生活支援相談員(LSA)や保健師などによる個別訪問やこころの相談会などの開催を行ってきた。今後は、応急仮設住宅などからの住み替えや在宅住宅生活者に対する支援の継続が求められている。
- 住まいの再建に関しては、災害公営住宅等の建設、被災した福祉施設の再建支援のほか、個々の被災状況や再建意向に応じた多面的かつ専門的な支援体制により再建に向けた決断を後押しする「あつま型住まい再建プログラム」による支援に取り組んできた。「あつま型住まい再建プログラム」においては、これまでは対応が急務となる応急仮設住宅などの入居者を中心に支援を実施してきたが、今後は在宅被災者も含めた支援が求められている。

#### 取り組み内容

自助、互助・共助、公助の基本的な考え方に基づき、心のケアや生活支援を継続して行う。特に、住み替え後の生活支援を引き続き行うとともに、健康実態把握により選定した重点地区を対象に、在宅被災者の心のケア・生活支援を行う。

在宅被災者の中には被災した住宅で生活を続け、住まいの再建の方針が定まっていない方も見受けられることから、各地区の民生委員や自治会を通じた情報収集と関係機関での情報共有・分析により、在宅被災者が抱える課題の把握と必要な支援を行っていく。また、各制度の実施期間において、継続して住宅再建にかかる助成や義援金の配分などの支援を行う。また、被災者の住まい確保のため、これまでに建設した災害公営住宅等の維持・管理を継続して行うとともに、北部地域において小規模改良住宅を整備する。

### 主な取り組み・事業

- 重点地区における心のケアの実施
- ゲートキーパーの養成
- ライフサポートアドバイザー派遣事業
- 住まい再建に向けた個別支援の継続
- 各種支援制度の実施及び利用勧奨
- 災害公営住宅等の維持・管理
- 小規模住宅地区改良事業

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
心のケア・生活支援		方針検討		重点地区支援	方針見直し			
		ハイリスク者支援						
		自助・互助・共助支援						
住まい再建に向けた個別支援の継続		応急仮設住宅などの入居者の支援（重点）		在宅被災者の情報収集と個別支援の実施				
		各種支援制度の実施・利用勧奨						
住環境整備		災害公営住宅等の整備		災害公営住宅等の維持、管理				
			小規模改良住宅の整備					

## 施策2 地域コミュニティの活性化への支援

### 施策の方針

- 住まいを再建した後、地域の中で共に助け合い、支え合いながら安心して暮らすことができるように、コミュニティの活性化に向けた支援を行う。

### 現状と課題

- 応急仮設住宅などを退去し住まいを再建した後、各地域で町民が孤立することなく、共に助け合い、支え合いながら安心して暮らすことができるように、各地域で今後のコミ

ユニティの活性化に向けた検討が求められている。中でも、甚大な被害を受けて集落の人口が減少した地域におけるコミュニティの持続や、災害公営住宅や公営住宅が建設され、新たに団地が形成された地域における既存自治会を含めたコミュニティの形成などが課題となっている。

- このような状況の中、町では、甚大な被害を受けた北部地域について、地域の巡回や状況把握を行う集落支援員を配置し、復旧・復興事業の円滑な実施を支援している。また、社会福祉協議会では、令和2年度より、地域の民生委員や自治会の協力のもと、幌内地区や富里地区をはじめとして小地域で集いの場を開催し、今後自治会が中心となって地域のコミュニティの活性化に向けた議論や取り組みが行えるように、地域の方々の話し合いの場づくりを行っている。

### 取り組み内容

社会福祉協議会と連携し、小地域での集いの場の他地区への展開や、災害公営住宅や公営住宅の建設地域における団地入居者と既存自治会などとの顔合わせや話し合いの場づくりなどの支援を行っていく。特に被害が甚大な北部地域については、集落支援員を配置し、地域の巡回を通じて状況把握に努めるとともに、令和2年度に策定した「北部4地区地域再生計画」の推進を図っていく。

#### 主な取り組み・事業

- 集落支援員の配置
- 地域コミュニティ施設等再建支援事業
- コミュニティの形成支援
- 北部4地区地域再生計画の推進

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
コミュニティの形成支援		地域コミュニティ施設等再建支援						
		小地域での集いの場づくり						
被害が甚大な地域への対応		地域再生計画の策定・推進・見直し						
		集落支援員の配置						

### 施策3 公園施設等の再整備

#### 施策の方針

- 胆振東部地震の影響で使用できない状況にあった公園施設等を再整備する。

#### 現状と課題

- 新町運動公園内に整備されていたパークゴルフ場は、胆振東部地震の発災後、福祉仮設住宅等の建設用地として使用されてきた。今後は地区住民の健康増進やコミュニティを育む場としての施設の復旧が求められている。
- 豊沢地区の百年記念公園では、厚幌導水路の復旧のための導水管工事が行われ、一部の公園利用ができない状況にある。公園用地内の導水管工事終了後、町民の憩いの場として、緑豊かな公園環境の復旧が求められている。

#### 取り組み内容

パークゴルフ場の再建については、用地の選定、整備計画について検討を進める。また、百年記念公園は、公園用地内の緑化を図るとともに、周辺環境と調和した利活用を視野に整備計画を検討する。

#### 主な取り組み・事業

- パークゴルフ場の再建
- 百年記念公園用地の再整備

#### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
パークゴルフ場の再建				用地の選定 整備計画の検討				
百年記念公園 用地の整備			厚幌導水路（豊沢地区）工事		計画・設計		整備	

## 施策4 吉野地区の環境整備

### 施策の方針

- 胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区の再生に向けて、将来の構想づくりと必要な環境整備を行う。

### 現状と課題

- 胆振東部地震で甚大な被害を受けた吉野地区では、胆振東部地震後進められてきた各種復旧工事がほぼ完了したことを受け、令和2年度より将来の構想づくりに着手している。
- 構想づくりにおいては、土地所有者に対して今後の土地の利用・管理意向を伺った上で、当面の土地の管理方法と将来の土地利用について検討している。
- 土地の管理については、管理が行き届かず荒れ地になることを避けるために、土地所有者の承諾が得られる土地については、町が緑化による管理代行を行うことを検討している。
- 将来の土地利用については、農業従事者の営農環境や将来的な農家住宅などの宅地環境、胆振東部地震による地区内の犠牲者の慰霊環境の確保などが求められている。
- 胆振東部地震後、奈良県から吉野桜が寄贈されたことや町民有志の吉野地区に花を植える活動などから、植樹などによる地区の景観再生も求められている。

### 取り組み内容

吉野地区の将来の構想づくりを進め、緑化による管理代行と必要な環境整備を行う。

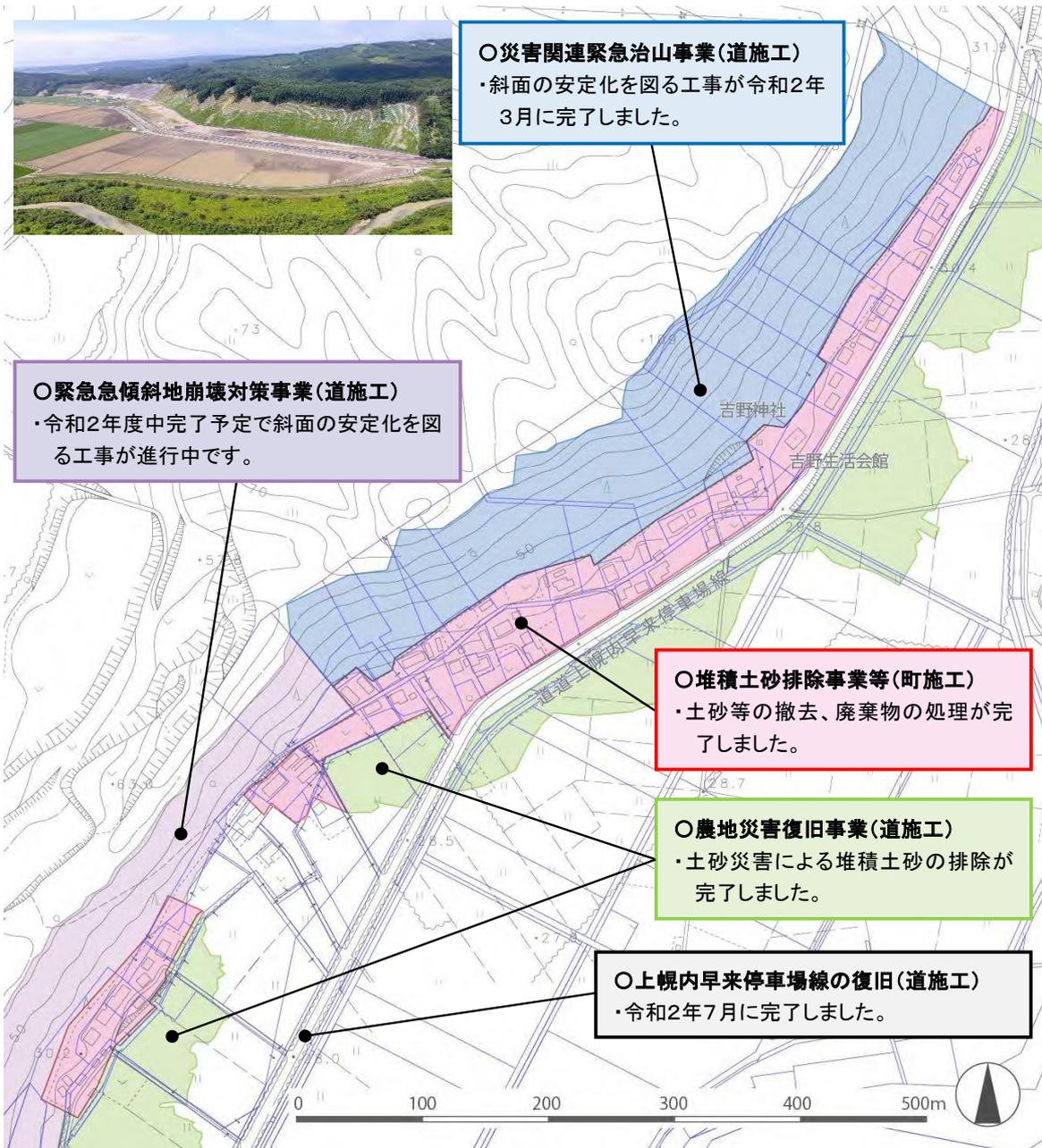
### 主な取り組み・事業

- 緑化による暫定的な管理の実施
- 将来構想の検討

### ロードマップ

項目	事業期間								
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
吉野地区の環境整備				緑化による暫定的な管理					
			将来構想の検討						

■吉野地区の現状(令和2年12月現在)



## 基本方針2 なりわい(仕事)の再生

### 施策1 産業基盤の復旧

#### 施策の方針

- なりわい再生に向けて、関係機関の協力のもと復旧を推進する。

#### 現状と課題

- 被災した各産業の早期再生に向けて、国や道などの関係機関との連携やボランティアなどの支援のもと、施設の復旧やその他の経営再建支援に取り組んできた。農地に流入・堆積した土砂の撤去や経営の再建と安定化に向けた各種制度の利用勧奨などの取り組みにより、各産業の再生が進んでいる。
- 一方、崩土除去後の農地の生産環境の再生や崩壊斜面からの流出土砂による漁業への影響などについては、継続したモニタリングが必要である。
- 今後は、未了の復旧事業に引き続き対応するほか、胆振東部地震の影響による様々な環境変化を注視し、生産性の回復と安定に向けて対応していくことが求められる。

#### 取り組み内容

厚幌導水路の導水管の復旧をはじめとした災害復旧事業の速やかな完了に向けて取り組むとともに、共同仮設店舗の管理・運営や利子の一部補給などの事業を引き続き実施する。

また、胆振東部地震の影響による環境変化をモニタリングし、生産性の回復と安定に向けて必要な支援を検討・実施する。

#### 主な取り組み・事業

- 直轄災害復旧事業「勇払東部」(国)
- 共同仮設店舗の管理・運営
- 中小企業災害復旧資金利子補給
- 震災影響のモニタリング

#### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
産業基盤の復旧	直轄災害復旧事業「勇払東部」							
	共同仮設店舗の管理・運営							
	中小企業災害復旧資金利子補給							
	胆振東部地震影響のモニタリング							

## 施策2 森林及び林業の再生

### 施策の方針

- 持続的な森林資源活用の基盤を、長期的な視点で整備する。
- 森林と人との接点を創出し、胆振東部地震後の森林と地域住民との新たな関係性の構築を図る。

### 現状と課題

- 町内では、胆振東部地震により3,160haの林地崩壊が発生した。二次被害防止の観点から、対策が急務な崩壊地・流域については関係機関により必要な措置が行われ、現在も経過観察を行っている。
- 林地崩壊箇所については、「崩壊地」と「堆積地」に区分しており、特に森林造成が困難と見込まれる崩壊地において、道が主体となり造林実証試験を実施している。
- 林地崩壊に伴い、路網が寸断されており、立ち入れない森林が発生している。
- 震災前に比べて、町民と森林との間に隔たりが発生している可能性がある。森林に立ち入る機会の創出や森林資源の利活用により、町民と森林との関係性を再構築することが必要である。

### 取り組み内容

現在、計画及び実施されている事業の速やかな完了を推進するとともに、経過観察が必要な箇所の把握と定期的なモニタリングを実施し、安全を確保する。

また、路網の再整備と合わせて、将来的に木材生産林として期待できる場所への森林造成を優先的に推進し、森林機能の回復を図る。また、持続可能な林産業の確立に向けて、倒木や残存している森林資源の利用計画を策定する。

さらに、植樹会や崩壊した森林の自然回復の過程を観察する会などの開催を通して、身近な森林と町民との接点を複層的に展開し、地域資源である森林との関係性の再構築を図る。

### 主な取り組み・事業

- 森林再生に向けた実証試験及び再造林
- 林道施設等の復旧及び林業専用道等の整備
- 胆振東部地震遺構の整備
- 植樹会などの開催

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
治山事業の 推進	対策事業の推進							
				モニタリング				
森林造成			意向調査（集中期間）					
			実証試験					
			被害木整理・再造林（集中期間）					
林業施設の 復旧	林道施設等復旧							
			林業専用道等整備（令和9年度まで集中期間）					
森林と町民の 新たな関係性 構築			植樹会などの開催					

**施策3 関係人口・企業との連携による新しい事業の創出**

**施策の方針**

- 関係人口や企業との連携により、復興に向けた新たな事業の創出を行う。

**現状と課題**

- 胆振東部地震以降、町を訪れた災害ボランティアは令和2年12月時点で5,500人以上、胆振東部地震後に新たに町と協定を結んだ企業は5社以上にのぼるほか、官民の様々な地域づくりの取り組みに参画する町内外のネットワークが広がっている。
- 今後は、胆振東部地震からの復興や中長期的な地域づくりに向けて、現在あるつながりをこの後の継続した関係とするための方策を検討するとともに、上記のような関係人口や企業との連携により、新たな産業や地域活性化に向けた取り組みを創出することが求められる。

**取り組み内容**

胆振東部地震を機に得られた関係人口や企業とのつながりを生かし、新たな産業や地域活性化に向けた取り組みの創出を促す。

## 主な取り組み・事業

- エネルギー地産地消事業
- 企業版ふるさと納税制度の活用

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
新産業の創出		関係人口・企業との連携強化、新産業の創出						

## 基本方針3 災害に強いまちづくり

### 施策1 災害に強い社会基盤の整備

#### 施策の方針

- 胆振東部地震で明らかになった防災面での課題を踏まえ、今後の災害発生に備えて、災害に強い社会基盤を整備する。

#### 現状と課題

- 山腹崩壊が発生し二次的被害が懸念される箇所については、国による日高幌内川の河道閉塞部における越流対策や、チケッペ川・チカエップ川・東和川における砂防事業、道による急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業、治山事業により、対策が講じられている。引き続き、国・道と連携し、山腹崩壊などの被害箇所の二次的被害防止に努める必要がある。
- 胆振東部地震では、交通網の寸断や電源喪失時に情報が不通となるなど、災害に対するインフラの脆弱性が明らかになった。
- 胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保など、災害に強いインフラの整備を行うことが求められる。
- 災害発生時の情報通信インフラの整備として、防災無線のデジタル化を行うとともに、災害に強いまちづくりの基礎となるハザードマップについても、適宜改訂や普及を行う必要がある。

## 取り組み内容

国・道など関係機関と連携し、山腹崩壊箇所の二次的被害を防止する対策として、砂防事業・急傾斜地崩壊対策事業・治山事業等を実施する。

また、胆振東部地震の教訓を生かし、避難路の整備、町造成宅地における地すべり対策や配水管の耐震性強化、公共施設における非常用電源の確保などの基盤整備を行う。さらに、災害発生時の情報通信インフラである防災無線のデジタル化や、基礎的な情報となるハザードマップの改訂を行う。

### 主な取り組み・事業

- 直轄砂防事業（国）      ● 治山事業（道）      ● 急傾斜地崩壊対策事業（道）
- 避難路の整備（幌内左岸線・上厚真小学校通り線）
- 宅地耐震化推進事業      ● 配水管の耐震化      ● エネルギー地産地消事業
- 防災無線のデジタル化      ● ハザードマップの改訂

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
二次的被害の防止	直轄砂防恒久対策							
	治山事業							
避難路の整備	幌内左岸線の整備							
	上厚真小学校通り線整備							
災害に強いインフラ整備	宅地耐震化推進事業							
	公共施設における非常用電源の確保							
	防災無線デジタル化							
ハザードマップの整備	ハザードマップ改訂							

## 施策2 地域防災体制の強化

### 施策の方針

- 今後の災害発生に備えて、「自助・共助・公助」の考え方に基づいて地域防災力の向上を目指して継続的に取り組む。

### 現状と課題

- 胆振東部地震後の対応で学んだ知恵や教訓を今後の災害発生時の対応に生かすため、「自助・共助・公助」の考え方に基づき、地域防災力の向上や地域防災体制の強化に取り組む必要がある。
- 町の体制については、胆振東部地震時の災害対応について検証を実施し、地域防災計画の見直しを図った。今後は、業務継続計画やマニュアルなどの見直しを適宜行うとともに、訓練を繰り返し行い、より計画を実用性の高いものに更新することが求められる。
- 地区の防災体制については、自主防災組織の発足や活動に対する支援を実施している。これまでに4地区で組織が発足しているほか、避難計画などの作成を進めている。
- 自主防災組織の結成とともに、各避難所単位での避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施や避難訓練の実施など、備えに向けた実践的な活動を展開することも必要である。

### 取り組み内容

胆振東部地震の教訓を踏まえて更新した地域防災計画をもとに各種訓練を行い、計画やマニュアルの更新・策定を行いながら、町の防災体制を強化する。また、非常時の協力体制を構築するため、災害協定の締結などを積極的に行う。

地区防災体制の強化のため、自主防災組織の発足や活動、地区防災計画（避難計画等）の策定への支援を行うとともに、避難訓練、避難所開設・運営マニュアルの整備、避難所開設・運営訓練の実施を支援し、より実践的な活動の展開をサポートする。

### 主な取り組み・事業

- 業務継続計画の見直し
- 各種訓練の実施
- 自主防災組織の設立・活動支援
- 北海道地域防災マスター認定研修への支援
- 災害廃棄物処理計画の策定
- 災害協定の締結
- 地区避難計画の策定支援

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
庁内体制強化				訓練の実施				
				計画・マニュアルの更新（随時）				
地域防災力の向上	自主防災組織への支援							

### 施策3 防災拠点・施設の整備

#### 施策の方針

- 災害時の安全・安心を確保するため、災害対応の中核機能を担う役場庁舎の防災機能の強化や、防災機能を有するコミュニティ拠点施設の整備、防災備蓄倉庫の整備を行う。

#### 現状と課題

- 災害対応の中核機能を担う役場庁舎は、老朽化や耐震性への懸念を抱えており、震災前から建て替えが検討されてきた。胆振東部地震の教訓を踏まえた構想・計画づくりが求められている。
- 胆振東部地震で富里・高丘・吉野地区の山際に立地していた指定避難所や一時避難所に定められていたコミュニティ施設が被災したことから、今後は安全性の高い場所での施設の再建が求められている。
- 今後の災害に備え、災害時に安全かつ効率的な物資の供給が行えるよう、安全性の高い場所での防災備蓄倉庫の整備が求められている。

#### 取り組み内容

役場庁舎及び周辺の構想・計画づくりを行い、防災機能を強化した新庁舎の建設と周辺公共施設群の再編成を行う。

富里・高丘・吉野地区が共同で使用できる、防災機能を有したコミュニティ施設（（仮称）北部地域防災拠点施設）を山際から離れた厚真川左岸の浸水想定区域外に整備する。

厚真市街地周辺の厚真川浸水想定区域外に、平常時に備蓄品などを保管し、災害時の支援物質の受け入れにも対応できる、十分な容量を有する防災備蓄倉庫を整備する。

### 主な取り組み・事業

- 庁舎及び周辺施設整備
- 胆振東部消防組合厚真支署の建て替え
- (仮称) 北部地域防災拠点施設の整備
- 防災備蓄倉庫の整備

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度
庁舎および周辺施設整備				公共施設群の再編成				
(仮称) 北部地域防災拠点施設の整備			計画・設計	建設工事				
防災備蓄倉庫の整備				設計	建設工事			

■ (仮称) 北部地域防災拠点施設 [現在の厚北地域防災コミュニティセンター ならやま] の建設場所



被害が甚大だった北部地域に整備された「厚北地域防災コミュニティセンター ならやま」

- 事業概要：富里・高丘・吉野地区のまちづくりの拠点施設として、平常時における交流や防災備蓄機能、災害時における避難所、物資保管・供給機能などを併せ持つ複合施設として整備
- 整備時期：令和3年12月完成（敷地面積：2,964㎡・延床面積：324㎡・平屋建て）

## 基本方針4 被災の記憶の継承

### 施策1 犠牲者の追悼

#### 施策の方針

- 町民一人ひとりが胆振東部地震により失われた尊い命と胆振東部地震の経験を心に残し続けていくために、追悼や慰霊の場を整備する。

#### 現状と課題

- 胆振東部地震により亡くなられた方々をしのび、哀悼の意をささげるため、「胆振東部地震厚真町追悼式」を実施している。
- 土砂災害により多くの方が犠牲になった吉野地区や役場庁舎に仮設的な追悼の空間を設けてきたが、今後は後世に残し続けるために、恒久性のある追悼・慰霊の場と、厚真町の復興に対する思いを未来に伝えていく場を整備していくことが求められている。

#### 取り組み内容

胆振東部地震厚真町追悼式を執り行うとともに、胆振東部地震による犠牲者を悼み、胆振東部地震の記憶の継承と復興への思いを象徴する場として、慰霊の石碑や慰霊モニュメントを町の中心部に整備し、犠牲者がいる集落への整備支援を検討する。

#### 主な取り組み・事業

- 胆振東部地震厚真町追悼式・慰霊碑の整備
- 慰霊施設・モニュメント等の整備

#### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
胆振東部地震厚真町追悼式								
	胆振東部地震厚真町追悼式							
慰霊碑の整備								
慰霊施設・モニュメント等の整備								



北海道胆振東部地震慰霊碑。令和3年(2021年)9月5日に除幕式が行われた。

## 施策2 胆振東部地震の記録や記憶の継承

### 施策の方針

- 胆振東部地震から得た教訓を後世に伝えるため、発災から復旧・復興までの記録、被災者の経験、震災前の暮らしの記憶などを収集・保存・活用する。

### 現状と課題

- 胆振東部地震後、それぞれの現場での救援・復旧に向けた動きをとりまとめた「平成30年北海道胆振東部地震厚真町災害対応検証」や、同じく甚大な被害を受けた安平町・むかわ町と合同で『北海道胆振東部地震災害記録誌』を作成した。今後は、町における復旧・復興に関する様々な行政資料だけでなく、暮らしや産業の復興に関わってきた当事者の取り組み・想い、町民個人の経験を含めて総合的にアーカイブ化を図っていくことが求められる。
- また、山体崩壊が起きた日高幌内沢などは、胆振東部地震が引き起こした山体崩壊の甚大さやそのメカニズムを体感できる場所であり、既に小中学生の授業などにおいて見学プログラムが実施されている。今後、胆振東部地震遺構としての保存・活用のあり方や砂防区域内での安全な回遊ルート・視点場の整備について検討が必要である。

### 取り組み内容

発災から復旧・復興までの記録資料や被災者の記憶をアーカイブ化し、胆振東部地震から得た教訓と復旧・復興の過程を伝える記録誌を作成する。また、胆振東部地震がもたらしたものを伝えるために、被災現場や実物資料などの保存・活用について検討する。

## 主な取り組み・事業

- 胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用
- 対応記録集の作成
- 町史の編さん（災害記録含む）
- 胆振東部地震災害記録誌作成
- 胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用			胆振東部地震の記録・記憶の収集・保存・整理・活用					
胆振東部地震災害記録誌作成事業			3町合同記録誌の作成					
対応記録集の作成		対応記録集の作成						
町史の編さん（災害記録含む）			町史の編さん（災害記録含む）					
胆振東部地震遺構の保存・活用に関する検討				胆振東部地震遺構や実物資料などの保存・活用に関する検討				

## 施策3 防災・減災意識の醸成

### 施策の方針

- 防災・減災まちづくりの意識醸成を図り、地域全体の災害に対応する力を高めるために、子どもたちへの防災教育や町内外に対する啓発活動を実施する。

### 現状と課題

- 胆振東部地震後、町内の小中学校では、「厚真町心のサポート・防災学習推進協議会」を設置し、児童・生徒の心のケアを目的としたサポート授業や実際の山腹・山体崩壊地の現場見学や避難所生活の模擬体験などによる防災学習の推進に取り組んでいる。今後は、子どもたちが防災・減災意識を高め、自助・共助の大切さを自覚し、自ら判断し行動する力の定着を目指した防災教育を支援するツールの作成とそれらを活用した教育プログラムの体系化を図ることが求められている。
- 併せて、胆振東部地震の記録や防災学習に関する情報の発信、様々な団体・人材の交流を支える場が必要となっている。

## 取り組み内容

防災・減災まちづくりの意識醸成を図るため、児童・生徒を対象とした心のケアや防災学習の取り組みを継続し、加えて学校教育の幅広い場面で活用できる副読本を作成する。また、胆振東部地震の記録展示や防災学習推進に活用する施設を整備する。

### 主な取り組み・事業

- 防災学習の推進
- 児童・生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化
- 防災教育のための副読本の作成 ● 胆振東部地震伝承施設の検討

## ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
防災学習の推進								
児童生徒を対象とした心のケアと災害体験（震災経験）の共有化								
防災教育のための副読本の作成								
胆振東部地震伝承施設の検討								

## 施策4 胆振東部地震の経験を生かした交流人口・関係人口の創出

### 施策の方針

- 復興の先のまちづくりを見据えて新たな交流人口・関係人口を創出するため、胆振東部地震の経験を生かした観光プログラムなどを推進する。

### 現状と課題

- 胆振東部地震による被害、復旧・復興の状況を町内外の方々に知ってもらうために、他の自治体関係者・民間事業者や学校などを対象とした被災地視察を試行的に実施している。
- 今後は、このような取り組みを震災伝承プログラムとして確立し、交流人口や多様な地域の担い手となる関係人口の創出につなげていくことが求められる。
- これらの取り組みを通じて、胆振東部地震の経験を災害に備える防災意識社会の実現に役立てていくことが大切である。

### 取り組み内容

胆振東部地震の被害や復旧・復興の過程を伝え、学び合うとともに、厚真町の魅力を発信するために、森林崩壊地、今後整備を進める展示施設や慰霊モニュメント、既存の厚真の資源を生かした観光コンテンツなどを合わせて町内をめぐるモデルプログラムを作成する。

また、観光協会などとの連携により地域に内在する人材のネットワークを図りながら、胆振東部地震の経験を語り継ぐ人材の育成や、震災伝承プログラムの運営の仕組みづくりを推進する。

### 主な取り組み・事業

- 震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり
- 被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進

### ロードマップ

項目	事業期間							
	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
震災伝承プログラムの作成・運営の仕組みづくり								
	観光プログラムの作成・運営の仕組みづくり							
被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進								
	被災の経験を語り継ぐ人材の育成と活動推進							

# 5-2 災害復旧費

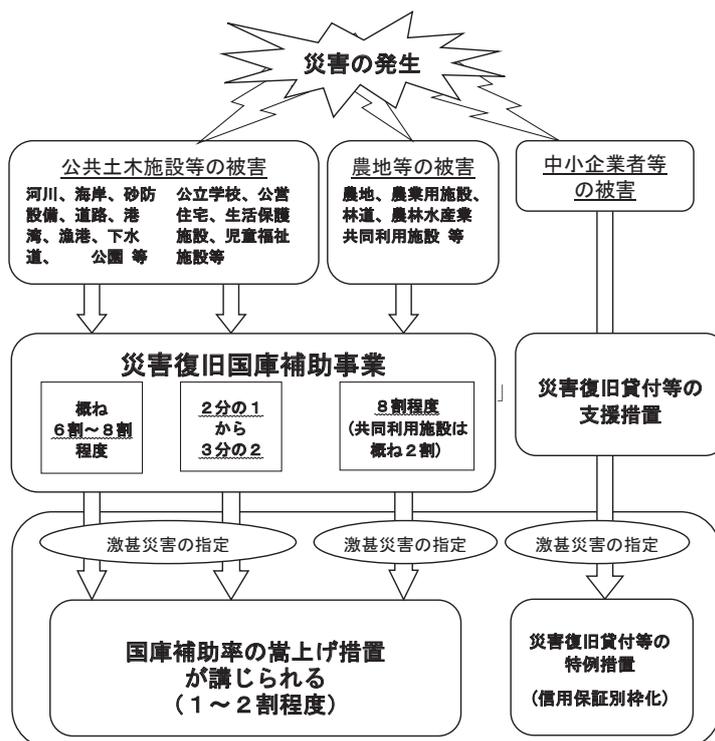
## 5-2-1 道全体における災害復旧費

自然災害で公共土木施設が被災した場合、国は「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいて、復旧事業に要する費用を国庫負担する。さらに地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議の意見を聴いた上で、当該災害を激甚災害に指定し、適用すべき災害復旧事業等に係る国庫補助の特別措置等を指定する。この激甚災害指定により、地方公共団体の行う災害復旧事業等への国庫補助の嵩上げや中小企業事業者への保証の特例など、特別の財政援助・助成措置が講じられることになる。

平成30年（2018年）9月28日、国は北海道胆振東部地震による災害を激甚災害に指定した。また、それに併せ、「公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助」「農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置」「農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例」等を指定した。その結果、通常の国庫負担額約677億円に加え、激甚災害指定による国庫負担の嵩上げ額約113億円を加えた約790億円が国庫により負担されることとなった。

さらに政府は、11月に、平成30年胆振東部地震からの復旧・復興に必要な経費として、1,187億8,400万円を含む、平成30年度一般会計補正予算を成立させた。それを受け、道では議会で災害復旧事業をはじめとする数々の事業を予算化し、実行していくこととなった。平成30年（2018年）～令和3年（2021年）にかけての災害復旧事業と予算額は次ページの表のとおりである。

■ 激甚災害制度の概要図



「平成30年 第3回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害救助費</b> 市町村が負担する災害救助に要する経費の補償、応急仮設住宅の整備、災害弔意金負担	34.01
<b>防災対策諸費</b> 災害弔意金の支給	0.05
<b>特別緊急小口資金貸付事業補助金</b> 北海道社会福祉協議会の貸付原資への補助	1.05
<b>スクールカウンセラー活用事業費</b> 児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	0.03
<b>スクール・サポート・スタッフ配置事業</b> 教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	0.14
<b>ふるさと寄付金促進事業費</b> 被災市町村に対するふるさと納税の代理受付	1.00
<b>災害復旧事業費等</b>	
・ 土木災害復旧事業費（補助）	249.04
・ 土木災害復旧事業費（単独）	2.92
・ 災害調査費（土木災害）	1.78
・ 緊急治山事業費	74.76
・ 治山施設災害復旧事業費	6.98
・ 小規模治山事業費	9.65
・ 林道施設災害復旧事業費	22.98
・ 災害調査費(林道災害)	0.16
・ 造林単独事業費	1.02
・ 漁港災害復旧事業費	9.27
・ 漁港単独現年発生災害復旧事業	1.00
・ 災害調査費（漁港災害）	0.50
・ 耕地災害復旧事業費	39.51
<b>緊急節電啓発事業費</b> 節電への協力の呼びかけや、電力需給がひっ迫した際に道民へ周知	0.50
<b>災害時給油体制緊急整備事業費補助金</b> 災害時の広域的な給油体制の構築のためガソリンスタンド等が行う自家発電設備の整備に対して支援	5.00
<b>災害時酪農施設電源確保緊急対策事業費補助金</b> 災害時の酪農施設における電力供給機能の確保のため、非常用電源を確保する取組支援	2.50

<b>食と観光需要喚起緊急対策事業費</b> 食と観光の早急な需要回復を図るため、旅行商品の割引への支援や大規模なプロモーションを展開	3.50
<b>国際航空路線維持確保緊急対策事業費</b> 道内空港に国際路線を就航している航空会社に対して安全・安心のPR等を実施	1.15
<b>被災地特産品等消費拡大特別対策事業費</b> 胆振東部3町を応援するため、道内商店街組織を活用した復興支援セール開催	0.56
<b>災害復旧資金信用保証料補助金</b> 道の制度融資を利用する被災中小企業者等の保証負担を軽減	0.41
<b>被災中小企業支援制度普及・相談事業費</b> 融資制度をはじめとする様々な支援策の説明 移動相談会を実施	0.01
<b>被災農林漁業者への技術指導・相談対応経費</b> 被災農林漁業者への技術指導・経営相談等、乳房炎対策	0.11
<b>社会福祉施設整備事業費</b> 被災した社会福祉施設の災害復旧に要する経費への支援	2.16
<b>庁舎等設備整備費</b> 被害を受けた道有施設・設備の更新	1.39
<b>校舎等局部改修費</b> 被害を受けた道立高等学校及び特別支援学校の施設設備等の整備	3.11
<b>交通警察費</b> 被害を受けた交通安全施設の整備	0.13
<b>公共下水道災害復旧費</b> 石狩湾新港地域公共下水道の復旧	0.11
<b>夕張川水力発電費〔特会〕</b> 滝の上発電所の土砂、コンクリート片の除去及び余水路脳裏面の補修、川端発電所の管理用道路の補修	(既決予算対応分) 1.10
<b>苫小牧地区工業用水道管理費〔特会〕</b> 苫小牧地区工業用水道施設の復旧	(既決予算対応分) 0.18
<b>中小企業総合振興資金貸付金</b> 経営に影響を受けている中傷企業者に対する事業資金の貸付	(融資枠分) 400.00
<b>庁舎等設備整備費</b> 被害を受けた道有施設・設備の更新	(既決予算対応分) 0.58
計	476.48

「平成30年 第4回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害救助費</b> 応急仮設住宅の整備や、市町村が被災世帯に貸付を行うための源資の貸付	43.25
<b>防災対策諸費</b> 住家被害見舞金や災害弔慰金の支給、避難所の運営支援等	2.82
<b>生活家電応急貸与事業費補助金</b> 市町村が被災住民に対して家電を貸与する経費への支援	0.38
<b>社会福祉施設整備事業費</b> 被災した社会福祉施設の災害復旧に要する経費への支援	1.45
<b>庁舎等設備整備費</b> 被害を受けた道有施設・設備の更新	1.22
<b>生活館整備費補助金</b> 平取町が行うアイヌ生活館の災害復旧に要する経費の支援	0.08
<b>札幌医科大学運営支援費</b> 被災した札幌医科大学の災害復旧に係る経費の支援	0.09
<b>災害復旧事業費等</b>	
・土木災害復旧事業費（単独）	3.08
・災害関連事業費（砂防施設）	55.13
・災害関連事業費（急傾斜地）	42.00
・緊急治山事業費	11.61
・治山施設災害復旧事業費	16.71
・小規模治山事業費	1.00
<b>被災農業者向け経営体育成支援事業費</b> 被災した農業施設等の復旧のため、市町村が支援する経費に対する補助	35.14
<b>農業共同利用施設災害復旧事業費補助金</b> 農業共同組合等が所有する共同利用施設の復旧に要する経費に対する支援	25.24
<b>強い農業づくり事業費</b> 農業協同組合等が所有する施設の整備等に対する支援	14.90
<b>卸売市場整備促進事業費補助金</b> 被災した卸売市場施設の修繕等に要する経費の支援	0.02
<b>被災地域販路開拓支援事業費補助金</b> 胆振東部3町を応援するため、道内商店街組織を活用した復興支援のセールを開催	0.19
<b>機動力強化費</b> 災害救助活動に伴う燃料	(既決予算対応分) 0.14
<b>防災危機管理対策費</b> 災害救助活動等に要した経費	(既決予算対応分) 0.10
<b>北海道心のケアチーム派遣等事業費</b> 「北海道心のケアチーム」及び「こどもの心のケア班」による被災地での被災者の相談対応	(既決予算対応分) 0.02

<b>庁舎等設備整備費</b>	(既決予算対応分)
被害を受けた道有施設・設備の更新	0.09
計	254.30

「平成30年 第5回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害復旧事業費等</b>	
・緊急治山事業費	38.20
<b>治山事業費</b>	14.63
荒廃林地の復旧	
<b>被災農業者向け経営体育成支援事業費</b>	0.95
被災した農業施設等の復旧のため、市町村が支援する経費に対する補助	
<b>被災農業者向け経営体育成支援事業費</b>	6.16
被災した農業施設等の復旧のため、市町村が支援する経費に対する補助	
<b>その他負担金等</b>	21.49
計	81.43

「令和元年 第1回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害救助費</b>	3.70
損壊した住宅の応急修理及び借上型応急仮設住宅の提供	
<b>地域づくり総合交付金</b>	2.00
市町村等が実施する復旧・復興に向けた取組を支援	
<b>スクールカウンセラー活用事業費</b>	0.05
児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	
<b>スクール・サポート・スタッフ配置事業費</b>	0.21
教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	
<b>被災生徒等就学支援事業補助金</b>	0.07
被災により就学の継続が困難となった生徒等に対する、就学支援	
<b>災害復旧事業費等</b>	
・土木災害復旧事業費（補助）	127.23
・治山施設災害復旧事業費	2.67
・林道施設災害復旧事業費	15.29
・災害調査費（林道災害）	0.29
・造林単独事業費	1.52
・耕地災害復旧事業費	8.78

<b>災害関係受託工事費</b> 厚真町における災害復旧工事を受託	69.39
<b>社会福祉施設整備事業費</b> 被災した社会福祉施設の復旧整備費に対する支援	30.43
<b>高等学校等大規模改造費等</b> 被災した高等学校、特別支援学校の施設等の復旧	5.69
<b>庁舎等設備整備費等</b> 被害を受けた道有施設・設備の更新	0.08
<b>治山事業費</b> 荒廃林地の復旧	11.91
<b>観光需要持続化特別対策事業費</b> 胆振東部地震による観光需要の落ち込みを抑え、持続的な回復を図るため、国内外への集中的なプロモーションを展開	1.40
計	280.72

「令和元年 第2回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害救助費</b> 災害弔慰金負担金	0.04
<b>防災対策諸費</b> 被災した町民に対する災害弔慰金の支給	0.34
<b>被災児童生徒就学支援等事業交付金</b> 就学等が困難となった児童生徒等に対する支援	0.12
<b>職員派遣負担金</b> 他府県からの派遣職員給与等の負担金	1.78
<b>市町村森林整備支援事業費</b> 大規模崩壊地の早期復旧手法の検討	0.10
<b>被災地企業等の連携による販路・売上拡大支援事業費</b> 胆振東部3町の企業が連携した商品開発・販路拡大の支援	0.09
計	2.47

「令和元年 第3回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>農地耕作条件改善事業</b> 営農用水施設の改修等に要する経費への支援災害救助費	11.46
<b>防災対策諸費</b> 災害弔慰金の支給	0.03
計	11.49

「令和元年 第4回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害復旧事業費等</b>	
・ 治山施設災害復旧事業費	2.16
・ 耕地災害復旧事業費	0.11
計	2.17

「令和元年 第4回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害復旧事業費等</b>	
・ 林道災害復旧事業費	2.89
計	2.89

「令和2年 第1回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害救助費</b>	0.91
借上型応急仮設住宅の提供	
<b>地域づくり総合交付金</b>	2.00
市町村等が実施する復旧・復興に向けた取組を支援	
<b>スクールカウンセラー活用事業費</b>	0.05
児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	
<b>スクール・サポート・スタッフ配置事業費</b>	0.24
教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	
<b>被災生徒等就学支援事業補助金</b>	0.11
被災により就学の継続が困難となった生徒等に対する就学支援	
<b>災害復旧事業費等</b>	
・ 土木災害復旧事業費	52.37
・ 治山施設災害復旧事業費	7.50
・ 林道災害復旧事業費	3.78
・ 災害関連事業費（造林単独）	2.00
<b>災害関係受託工事費</b>	14.76
厚真町における災害復旧工事を受託	
<b>治山事業費</b>	23.78
荒廃林地の復旧	
<b>職員派遣負担金</b>	1.79
他府県からの派遣職員給与等の負担金	
<b>市町村森林整備支援事業費</b>	0.10
大規模崩壊地の早期復旧手法の検討	
<b>被災地企業等の連携による販路・売上拡大支援事業費</b>	0.09
胆振東部3町の企業が連携した商品開発・販路拡大の支援	
計	109.49

「令和2年 第5回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害復旧事業費等</b>	
・土木災害復旧事業費	46.19
<b>災害関係受託工事費</b> 厚真町における災害復旧工事を受託	9.31
計	55.51

「令和3年 第1回定例会」計上分	
費目	事業費（億円）
<b>災害救助費</b> 借上型応急仮設住宅の提供	0.02
<b>地域づくり総合交付金</b> 市町村等が実施する復旧・復興に向けた取組を支援	2.00
<b>スクールカウンセラー活用事業費</b> 児童生徒等の心のケアを行うためのスクールカウンセラー（臨床心理士等の派遣）の派遣	0.04
<b>スクール・サポート・スタッフ配置事業費</b> 教員の負担を軽減するためのスクールサポートスタッフの配置	0.32
<b>災害復旧事業費等</b>	
・治山施設災害復旧事業費	0.54
・災害関連事業費（造林単独）	2.00
<b>治山事業費</b> 荒廃林地の復旧	28.31
<b>市町村森林整備支援事業費</b> 大規模崩壊地の早期復旧手法の検討	10.00
計	33.34

出典：北海道ホームページ「平成30年北海道胆振東部地震災害・復旧復興について」より作成

## 5-2-2 厚真町における国・道事業分

平成30年（2018年）北海道胆振東部地震の災害復旧費のうち、厚真町における国・道事業分は、下の表に示すように938億2,000万円にのぼった。（令和5年7月時点）

### ■北海道胆振東部地震災害復旧費（厚真町における国・道事業分）まとめ

	事業名	事業費（億円）
1	勇払東部地区直轄災害復旧事業（厚真ダム・厚幌導水路ほか）	478
2	日高幌内川直轄砂防災害関連緊急事業 4 溪流（日高幌内・東和・チカエツプ・チケツペ）	112
3	北海道 災害関連緊急砂防事業（補助）10溪流	76.6
4	北海道 災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業（補助）2箇所	
5	北海道 河川関連災害復旧事業（国庫補助）	192.6
6	北海道 道路関連災害復旧事業（国庫補助）	46
7	北海道 橋梁関連災害復旧事業（国庫補助）	6.9
8	北海道 厚真町代行災害復旧事業（町災害復旧事業20箇所＋堆積土砂排除2箇所）	26.1
計		938.2

出典：1、2＝国土交通省北海道開発局発表の資料による  
3～8＝北海道発表の資料による

## 5-2-3 自治体としての厚真町における復旧費

住まいの再建、町民生活の再生等、様々な施策が必要である。そのために自治体としての厚真町は、下の表に示すように多くの事業を行っている。その額は平成30年度（2018年度）から令和3年度（2021年度）までの実績だけで総額242億1,679万9,000円にのぼっており、その細目は下の表のとおりである。なお、令和4年以降もこれらの事業は継続している。

■平成30年度北海道胆振東部地震関連事業費計（厚真町復旧・復興計画分類別）（単位：千円）

計画分類	年度ごと事業費計		
	H30	R1繰越	R1
I. 住まいの再建	130,756	125,617	507,107
II. 町民生活の再生	1,791,902	5,100,077	2,078,664
III. 保健・福祉の復旧・充実	13,415	0	24,048
IV. 子育て・教育の復旧・充実	121,423	120,686	53,284
I. 農業の再生	240,394	3,237,025	85,458
II. 森林および林業の再生	81,357	418,246	82,504
III. 水産業の再生	533	0	38,420
IV. 商工業の振興・交流の推進	90,750	8,262	230
I. 災害に強い社会基盤の整備	0	152,000	12,747
II. 地域防災体制の整備	0	0	1,996
III. 防災拠点の整備	3,000	0	141
IV. 被災の記憶の継承	2,972	0	6,684
その他、災害復旧、復興計画全般	269,586	73,117	173,779
計	2,746,088	9,235,030	3,065,062

年度ごと事業費計				
R2繰越	R2	R3繰越	R3	計
795,272	1,639,029	29,250	43,317	3,270,348
1,737,600	396,333	478,098	876	11,583,550
0	201,738	0	1,700	240,901
16,730	2,311	0	2,586	317,020
682,158	20,716	0	80	4,265,831
354,000	34,658	258,677	72,308	1,301,750
0	0	0	0	38,953
0	247	0	376	99,865
843,137	377,376	686,861	19,152	2,091,273
0	1,994	0	1,997	5,987
0	16,962	0	0	20,103
0	3,399	0	4,561	17,616
51,635	206,870	0	188,615	963,602
4,480,532	2,901,633	1,452,886	335,568	24,216,799

## 発災以降の関連行事等

元号 (西暦)	月日	関連行事等
平成30年 (2018年)	9月9日	安倍晋三首相が厚真町を視察
	11月15日	天皇、皇后両陛下がご訪問(被災地の視察、被災者のお見舞い)
	12月15日	平成30年北海道胆振東部地震厚真町慰霊式
平成31年 (2019年)	1月27日	復興イベント「絆～手を繋いで頑張ろう厚真」(厚真町総合福祉センター)延べ5,000人が来場
	3月7日	地震による倒木を有効利用、町と国、北海道、地元企業など16社が協定
令和元年 (2019年)	9月7日	令和元年北海道胆振東部地震厚真町追悼式
	10月27日	「平成30年北海道胆振東部地震を振り返り、今後の減災・復興を考える」シンポジウムを開催(総合福祉センター、約80人参加)
令和2年 (2020年)	2月8日	池田高校吹奏学部が総合福祉センターで北海道胆振東部地震復興支援コンサートを開催
	9月5～6日	令和2年北海道胆振東部地震厚真町追悼式
	9月28日	上厚真小学校の5年生13人が幌内地区を訪れ、胆振東部地震で崩落した斜面に学校で育てた苗木約30本を植樹
令和3年 (2021年)	3月末日	「厚真町・安平町・むかわ町 平成30年北海道胆振東部地震記録誌」を発刊
	5月13日	鶴川漁業協同組合厚真支所の青年部と女性部が胆振東部地震で斜面が崩落した幌内地区の町有林で植樹(約30人参加)
	5月15日	吉野地区に奈良県吉野山から寄贈されたシロヤマザクラの苗を植樹
	7月3日	厚真町森林再生・林業復興に係るシンポジウム 現状や課題などを学ぶ(総合福祉センター、約100人参加)
	9月5日	北海道胆振東部地震の慰霊碑除幕式(京町 つたえり公園) 令和3年北海道胆振東部地震厚真町追悼式(総合福祉センター)
	11月13日	町と公益財団法人イオン環境財団が吉野地区に桜の苗木30本植樹
	11月24日	被災3町のオンライン座談会(胆振東部地震から3年、被災地の現在とこれから)開催

元号 (西暦)	月日	関連行事等
令和4年 (2022年)	9月3日	令和4年北海道胆振東部地震厚真町追悼式(総合福祉センター)
	10月22日	北海道主催の震災復興記念さくら植樹会「あの日を忘れない」が吉野地区にエゾヤマザクラ30本を植樹(約30人参加)
	11月2日	南北海道スズキ販売株式会社の栗橋和幸代表取締役社長とスズキアリーナ有明の吉原貴久店長がエゾヤマザクラ2本を植樹
	11月12日	町とイオン環境財団によるサクラの植樹会が幌内地区にエゾヤマザクラ500本を植樹(約80人参加)
		平成30年北海道胆振東部地震災害支援感謝のつどい(福祉センター、主催:厚真町社会福祉協議会)開催。胆振東部地震の災害支援に感謝伝える
11月29日	2022オンライン座談会「胆振東部地震から4年、被災地の現在とこれから」(主催・胆振総合振興局、胆振町村会、厚真・安平・むかわ町)を開催(総合福祉センター)	
令和5年 (2023年)	5月14日	伊藤組土建株式会社が東和地区で植樹(同社及び関連会社約90人が参加)
	5月28日	幌内地区で第73回北海道植樹祭(北海道や林野庁北海道森林管理局、厚真町、公益社団法人北海道森と緑の会が主催)森林再生に約750人が参加
	7月22日	秋篠宮皇嗣同妃両殿下が来町。吉野地区を視察。厚真、むかわ、安平3町の小中学生と一緒に記念のアカエゾマツの木を植樹